

障 発 0415 第 1 号  
職 発 0415 第 4 号  
8 文科初第 243 号  
令和 8 年 4 月 15 日

各 ( 都道府県知事  
指定都市市長 ) 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省職業安定局長  
( 公 印 省 略 )  
文部科学省総合教育政策局長  
( 公 印 省 略 )  
文部科学省初等中等教育局長  
( 公 印 省 略 )  
文部科学省高等教育局長  
( 公 印 省 略 )

高次脳機能障害者支援法第 10 条第 2 項に基づく施策の実施の状況の公表等について  
(通知)

高次脳機能障害者支援法（令和 7 年法律第 96 号。以下「法」という。）については、令和 7 年 12 月 24 日に公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されました。

法第 5 条第 2 項では、地方公共団体が高次脳機能障害者に関する施策を策定し及び実施するに当たっては、高次脳機能障害者に対する支援が体系的かつ実効的に行われることを確保する観点から、その施策を総合的かつ計画的に策定し及び実施するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされています。

さらに、法第 10 条第 2 項では、地方公共団体は、高次脳機能障害者に対する支援の状況及び高次脳機能障害者に対する支援に関して講じた施策の実施の状況を適切な方法により随時公表するよう努めなければならないこととされています。

これらの規定の趣旨を踏まえ、適切に P D C A サイクルを実行しながら、法に定められた高次脳機能障害者に対する支援施策が体系的かつ実効的に行われるよう、各地方公共団体においては、法第 10 条第 2 項に基づく施策の実施の状況の公表等について、下記のとおり、必要な取組を進めていただくとともに本通知の趣旨を貴管内市区町村へ周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 1 都道府県及び指定都市における法第 10 条第 2 項に基づく実施した施策及びその実施状況の公表

都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）においては、高次脳機能障害者に対する支援の状況及び高次脳機能障害者に対する支援に関して講じた施策の実施の状況について、別紙 1－1（様式 1）及び別紙 1－2（様式 1 記載要領）を参考として適切な様式により、毎年度 5 月末日までに公表するよう努めていただきたい。なお、公表を行った場合は、公表された資料について、毎年度 6 月末日までに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長あてに報告いただきたい。

### 2 指定都市以外の市及び区町村における法第 10 条第 2 項に基づく実施した施策及びその実施状況の公表

指定都市以外の市及び区町村（以下「その他の市区町村」という。）においては、高次脳機能障害者に対する支援の状況及び高次脳機能障害者に対する支援に関して講じた施策の実施の状況について、別紙 2－1（様式 2）及び別紙 2－2（様式 2 記載要領）を参考として適切な様式により、毎年度 5 月末日までに公表するよう努めていただきたい。

また、公表した内容については、速やかに都道府県あてに報告いただきたい。

### 3 都道府県等における実施した施策及びその実施状況についての報告

法第 10 条第 1 項において、政府は、高次脳機能障害者に対する支援の状況及び高次脳機能障害者に対する支援に関して講じた施策に関する資料を作成し、適切な方法により随時公表することとされている。そのため、各都道府県等の施策やその実施状況を把握するため、都道府県等においては、毎年度の高次脳機能障害者に対する支援の状況及び高次脳機能障害者に対する支援に関して講じた施策の実施の状況について、別紙 3－1（様式 3）及び別紙 3－2（様式 3 記載要領）により、毎年度 6 月末日までに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長あてに報告いただきたい。

### 4 その他の市区町村が実施した施策及びその実施状況についてのとりまとめ及び報告

都道府県等においては、2により管内のその他の市区町村から報告のあった、実施した施策及びその実施状況をとりとまとめ、毎年度6月末日までに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長あてに報告いただきたい。

5 高次脳機能障害者支援センターが行う業務の実施状況等についての報告

法第19条第1項に規定する高次脳機能障害者支援センター（以下「センター」という。）について、令和8年4月7日障発0407第19号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「高次脳機能障害者支援事業の実施について」別紙1の高次脳機能障害者支援事業実施要綱第4において、センターから業務の実施状況について少なくとも年1回の報告を聴取するなど、実施状況等の把握に努めることとしているが、都道府県等においては、管内のセンターが行う業務の実施状況等について、別紙様式4-1（様式4）及び別紙4-2（様式4記載要領）により、毎年度6月末日までに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長あてに報告いただきたい。

## 提出にあたっての留意点

### <共通事項>

#### ➤ 提出先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室障害保健係

[shougai-hoken@mhlw.go.jp](mailto:shougai-hoken@mhlw.go.jp)

※ 紙媒体での提出は不要。

#### ➤ 提出期限

(前年度の実績等について) **毎年度6月末**まで

### <様式ごとの留意事項>

#### 【様式1】

➤ ファイル名は、以下のとおりとすること。

「01●(自治体番号)●●(都道府県等名)施策の実施状況の公表(都道府県等)」

※ 自治体番号については、別添を参考に1～67の番号とすること。

(様式例では、都道府県等名を選択すると、自治体番号が表示される仕様としている)

➤ 公表にあたっては、必ずしも本様式にこだわらないが、加工可能な媒体で共有いただきたいこと。

#### 【様式2】

➤ 都道府県において、各市町村から提出のあった公表様式をとりまとめて一つのExcelとして、ご報告いただきたいこと。

➤ シート名は、「●(市町村コード)●●(市町村名)」とすること。

※ 市町村コードについては、総務省が公表している「都道府県コード及び市区町村コード」を参考とすること。

(参考リンク) <https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html>

➤ 提出の際、ファイル名は、以下のとおりとすること。

「02●(自治体番号)●●(都道府県等名)施策の実施状況の公表(市町村)」

※ 自治体番号については、別添1を参考に1～67の番号とすること。

➤ 公表にあたっては、必ずしも本様式にこだわらないが、加工可能な媒体で共有いただきたいこと。

### 【様式3】

- ファイル名は、以下のとおりとすること。

「03●（自治体番号）●●（都道府県等名）施策の実施状況の報告（都道府県等）」

- ※ 自治体番号については、別添を参考に1～67の番号とすること。

（様式例では、都道府県等名を選択すると、自治体番号が表示される仕様として  
いる）

- 国において集計するため、様式の変更は行わないようにご留意願いたいこと。

### 【様式4】

- 都道府県等内に複数のセンターを設置している場合は、各センターから提出のあ  
った報告様式をとりまとめて一つのExcelとして、ご提出いただきたいこと。

- ファイル名は、以下のとおりとすること。

「04●（自治体番号）●●（都道府県等名）センター実績報告」

- ※ 自治体番号については、別添を参考に1～67の番号とすること。

（様式例では、都道府県等名を選択すると、自治体番号が表示される仕様として  
いる）

- 国において集計するため、様式の変更は行わないようにご留意願いたいこと。

## 別添

| 自治体番号 | 自治体名 | 自治体番号 | 自治体名 | 自治体番号 | 自治体名  |
|-------|------|-------|------|-------|-------|
| 1     | 北海道  | 24    | 三重県  | 47    | 沖縄県   |
| 2     | 青森県  | 25    | 滋賀県  | 48    | 札幌市   |
| 3     | 岩手県  | 26    | 京都府  | 49    | 仙台市   |
| 4     | 宮城県  | 27    | 大阪府  | 50    | さいたま市 |
| 5     | 秋田県  | 28    | 兵庫県  | 51    | 千葉市   |
| 6     | 山形県  | 29    | 奈良県  | 52    | 横浜市   |
| 7     | 福島県  | 30    | 和歌山県 | 53    | 川崎市   |
| 8     | 茨城県  | 31    | 鳥取県  | 54    | 相模原市  |
| 9     | 栃木県  | 32    | 島根県  | 55    | 新潟市   |
| 10    | 群馬県  | 33    | 岡山県  | 56    | 静岡市   |
| 11    | 埼玉県  | 34    | 広島県  | 57    | 浜松市   |
| 12    | 千葉県  | 35    | 山口県  | 58    | 名古屋市  |
| 13    | 東京都  | 36    | 徳島県  | 59    | 京都市   |
| 14    | 神奈川県 | 37    | 香川県  | 60    | 大阪市   |
| 15    | 新潟県  | 38    | 愛媛県  | 61    | 堺市    |
| 16    | 富山県  | 39    | 高知県  | 62    | 神戸市   |
| 17    | 石川県  | 40    | 福岡県  | 63    | 岡山市   |
| 18    | 福井県  | 41    | 佐賀県  | 64    | 広島市   |
| 19    | 山梨県  | 42    | 長崎県  | 65    | 北九州市  |
| 20    | 長野県  | 43    | 熊本県  | 66    | 福岡市   |
| 21    | 岐阜県  | 44    | 大分県  | 67    | 熊本市   |
| 22    | 静岡県  | 45    | 宮崎県  |       |       |
| 23    | 愛知県  | 46    | 鹿児島県 |       |       |

高次脳機能障害者に対する支援の状況及び高次脳機能障害者に対する支援に関して講じた施策の実施の状況

| 地域における支援体制の整備・強化         |                            |  |
|--------------------------|----------------------------|--|
| <b>1 高次脳機能障害者支援センター</b>  |                            |  |
| (1)                      | 高次脳機能障害者支援センターの設置数         |  |
| (2)                      | 支援コーディネーター数                |  |
|                          | 【記載例】〇〇県高次脳機能障害者支援センター（東部） |  |
|                          | 【記載例】〇〇県高次脳機能障害者支援センター（西部） |  |
| (3)                      | 相談件数                       |  |
|                          | (内訳) 当事者・家族等からの相談          |  |
|                          | (内訳) 地域の支援機関等からの相談         |  |
| (4)                      | 外部機関への講師等派遣の回数             |  |
| <b>2 高次脳機能障害者支援地域協議会</b> |                            |  |
| (1)                      | 高次脳機能障害者支援地域協議会の設置         |  |
| (2)                      | 開催回数                       |  |
| (3)                      | 主な議題内容                     |  |

| 3 専門的な医療機関の確保等 |  |       |
|----------------|--|-------|
| (1)            | 高次脳機能障害に対応できる医療機関  |       |
| (2)            | 医療機関及び医療従事者等と連携し、支援体制の強化に向け、地域の専門的な医療機関同士がつながれるよう事例検討を行う場や定期的な意見交換の場等の実施 |       |
|                |  | 実施回数  |
|                |  | 参加機関数 |
|                |  | 参加者数  |
| (3)            | 医療機関及び医療従事者等を対象とした、高次脳機能障害者支援に携わるものとして必要な知識を習得するための研修等の実施                |       |
|                |  | 実施回数  |
|                |  | 参加機関数 |
|                |  | 参加者数  |
| 個別の支援施策        |  |       |
| 4 国民の理解の増進等    |  |       |
| (1)            | 地域住民を対象とした普及・啓発  |       |
| (2)            | 医療、保健、福祉等業務従事者を対象とした普及・啓発  |       |

5 地域での生活支援

|  |
|--|
|  |
|--|

6 教育的支援

|  |
|--|
|  |
|--|

7 就労支援

|  |
|--|
|  |
|--|

8 権利利益の擁護

|  |
|--|
|  |
|--|

9 高次脳機能障害者の家族等への支援

|  |
|--|
|  |
|--|

10 民間団体が行う高次脳機能障害者支援に関する活動の支援

|  |
|--|
|  |
|--|

|  |
|--|
|  |
|--|

高次脳機能障害者に対する支援の状況及び高次脳機能障害者に対する支援に関して講じた施策の実施の状況

| 地域における支援体制の整備・強化         |                              |  |
|--------------------------|------------------------------|--|
| <b>1 高次脳機能障害者支援センター</b>  |                              |  |
| (1)                      | 高次脳機能障害者支援センターの設置数           | 【記載例】<br>2箇所 (URL: ~~~)<br>・〇〇病院<br>・〇〇リハビリテーションセンター   |
| (2)                      | 支援コーディネーター数                  | 【記載例】 名  |
|                          | 【記載例】 〇〇県高次脳機能障害者支援センター (東部) | 【記載例】 名  |
|                          | 【記載例】 〇〇県高次脳機能障害者支援センター (西部) | 【記載例】 名  |
| (3)                      | 相談件数                         | 【記載例】 件  |
|                          | (内訳) 当事者・家族等からの相談            | 【記載例】 件  |
|                          | (内訳) 地域の支援機関等からの相談           | 【記載例】 件  |
| (4)                      | 外部機関への講師等派遣の回数               | 【記載例】 回  |
| <b>2 高次脳機能障害者支援地域協議会</b> |                              |  |
| (1)                      | 高次脳機能障害者支援地域協議会の設置           | 有・無<br><br>【記載例】<br>令和8年度より〇〇県高次脳機能障害者支援地域協議会<br>URL:  |
| (2)                      | 開催回数                         | 【記載例】<br>令和8年度 2回 (12月、3月)   |
| (3)                      | 主な議題内容                       | 【記載例】<br>・〇〇県における高次脳機能障害者支援における機関別の役割<br>・〇〇県における高次脳機能障害者支援における現状と課題<br>・地域の支援機関の連携体制確保に向けた今後の取組 |

| 3 専門的な医療機関の確保等 |  |   |
|----------------|--|---|
| (1)            | 高次脳機能障害に対応できる医療機関  | 【記載例】<br>・〇〇県における高次脳機能障害に対応できる医療機関の一覧やリストを記載<br>・一覧やリストが掲載されているページのURLの記載でも可                  |
| (2)            | 医療機関及び医療従事者等と連携し、支援体制の強化に向け、地域の専門的な医療機関同士がつながれるよう事例検討を行う場や定期的な意見交換の場等の実施 | 【記載例】<br>(主なもの)<br>・事例検討会、連絡会<br>・医療と福祉の連携研修会   |
|                |  | 実施回数 【記載例】 件  |
|                |  | 参加機関数 【記載例】 機関  |
|                |  | 参加者数 【記載例】 人  |
| (3)            | 医療機関及び医療従事者等を対象とした、高次脳機能障害者支援に携わるものとして必要な知識を習得するための研修等の実施                | 【記載例】<br>(主なもの)<br>・医師等向け診断書作成研修<br>・医療機関等職員向け研修  |
|                |  | 実施回数 【記載例】 件  |
|                |  | 参加機関数 【記載例】 機関  |
|                |  | 参加者数 【記載例】 人  |
| 個別の支援施策        |  |   |
| 4 国民の理解の増進等    |  |   |
| (1)            | 地域住民を対象とした普及・啓発  | 【記載例】<br>・ホームページ、SNS等での情報発信<br>URL：~~~~~<br>・ポスター、リーフレット等の作成<br>・講演、シンポジウム等 回（令和8年〇月〇日、〇月〇日他） |

|  |                               |  |
|--|-------------------------------|--|
|  | (2) 医療、保健、福祉等業務従事者を対象とした普及・啓発 | <p>【記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ、SNS等での情報発信<br/>URL：~~~~~</li> <li>・ポスター、リーフレット等の作成</li> <li>・講演、シンポジウム等 回（令和8年〇月〇日、〇月〇日他）</li> </ul> |
|--|-------------------------------|--|

|                   |  |  |
|-------------------|--|--|
| <b>5 地域での生活支援</b> |  |  |
|                   | <p>【記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での生活支援についての相談・助言</li> <li>・高次脳機能障害者が地域での生活支援として利用できる制度の周知（高次脳機能障害者が利用できる制度一覧、制度案内、利用までの手続き等を示したホームページ、リーフレット、マニュアル等）</li> </ul> |  |

|                |   |  |
|----------------|---|--|
| <b>6 教育的支援</b> |   |  |
|                | <p>【記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管する学校における教育的支援についての相談・助言、及び管内市区町村教育委員会に向けた教育的支援についての助言等</li> <li>・高次脳機能障害者である幼児児童生徒及び学生が受けられる教育的支援の周知（所管する学校や管内市区町村教育委員会が所管する学校における教育的支援の在り方等を示したHP、リーフレット、マニュアル等）</li> </ul> |  |

|               |  |  |
|---------------|--|--|
| <b>7 就労支援</b> |  |  |
|               | <p>【記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者やその家族等向けに、障害者就労支援員等による就労相談を実施。</li> <li>・事業主向けに、障害者雇用に関するセミナーや研修会を実施。</li> </ul> |  |

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| <b>8 権利利益の擁護</b> |   |  |
|                  | <p>【記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利利益の擁護についての相談・助言</li> <li>・高次脳機能障害者が権利利益の擁護のために利用できる制度の周知（高次脳機能障害者が利用できる制度一覧、制度案内、利用までの手続き等を示したホームページ、リーフレット、マニュアル等）</li> </ul> |  |

|                           |   |  |
|---------------------------|---|--|
| <b>9 高次脳機能障害者の家族等への支援</b> |   |  |
|                           | <p>【記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高次脳機能障害者や家族の交流会等 回</li> <li>・ピアカウンセリングの開催 回</li> <li>・ピアサポーター養成の研修会等 回</li> </ul> <p>※管内の当事者会・家族会等の一覧等を作成している場合には該当するURLを記載することも可能</p> |  |

|                                      |  |  |
|--------------------------------------|--|--|
| <b>10 民間団体が行う高次脳機能障害者支援に関する活動の支援</b> |  |  |
|--------------------------------------|--|--|

【記載例】

- ホームページ、SNS等での情報発信  
URL：~~~~~

- ○○○を対象とした高次脳機能障害の支援手法等に関する研修会 回（令和8年〇月〇日、・・・）

11 専門的知識を有する人材の確保等

【記載例】

- ・医療関係職種を対象とした高次脳機能障害の支援手法等に関する研修会等 回

高次脳機能障害者に対する支援の状況及び高次脳機能障害者に対する支援に関して講じた施策の実施の状況

| 地域における支援体制の整備・強化         |                            |  |
|--------------------------|----------------------------|--|
| <b>1 高次脳機能障害者支援センター</b>  |                            |  |
| (1)                      | 高次脳機能障害者支援センターの設置数         | 【記載例】<br>2箇所 (URL: ~~~)<br>・〇〇病院<br>・〇〇リハビリテーションセンター |
| (2)                      | 支援コーディネーター数                | 2名   |
|                          | 【記載例】〇〇県高次脳機能障害者支援センター(東部) |  |
|                          | 【記載例】〇〇県高次脳機能障害者支援センター(西部) |  |
| (3)                      | 相談件数                       | 300件   |
|                          | (内訳) 当事者・家族等からの相談          | 200件   |
|                          | (内訳) 地域の支援機関等からの相談         | 100件   |
| (4)                      | 外部機関への講師等派遣の回数             | 10件  |
| <b>2 高次脳機能障害者支援地域協議会</b> |                            |  |
| (1)                      | 高次脳機能障害者支援地域協議会の設置         | 有・無<br>【記載例】<br>令和8年度より〇〇県高次脳機能障害者支援地域協議会<br>URL:    |
| (2)                      | 開催回数                       | 【記載例】<br>令和8年度 2回(12月、3月)                            |
| (3)                      | 主な議題内容                     | ・地域の支援機関の連携体制確保に向けた今後の取組                             |

| 3 専門的な医療機関の確保等 |  |   |
|----------------|--|---|
| (1)            | 高次脳機能障害に対応できる医療機関  | 【記載例】<br>・〇〇県における高次脳機能障害に対応できる医療機関の一覧やリストを記載<br>・一覧やリストが掲載されているページのURLの記載でも可                  |
| (2)            | 医療機関及び医療従事者等と連携し、支援体制の強化に向け、地域の専門的な医療機関同士がつながれるよう事例検討を行う場や定期的な意見交換の場等の実施 | 【記載例】<br>(主なもの)<br>・事例検討会、連絡会<br>・医療と福祉の連携研修会   |
|                |  | 実施回数 2件   |
|                |  | 参加機関数 10件   |
|                |  | 参加者数 30件  |
| (3)            | 医療機関及び医療従事者等を対象とした、高次脳機能障害者支援に携わるものとして必要な知識を習得するための研修等の実施                | 【記載例】<br>(主なもの)<br>・医師等向け診断書作成研修<br>・医療機関等職員向け研修  |
|                |  | 実施回数 3件   |
|                |  | 参加機関数 15件   |
|                |  | 参加者数 40件  |
| 個別の支援施策        |  |   |
| 4 国民の理解の増進等    |  |   |
| (1)            | 地域住民を対象とした普及・啓発  | 【記載例】<br>・ホームページ、SNS等での情報発信<br>URL：~~~~~<br>・ポスター、リーフレット等の作成<br>・講演、シンポジウム等 回（令和8年〇月〇日、〇月〇日他） |
| (2)            | 医療、保健、福祉等業務従事者を対象とした普及・啓発  | 【記載例】<br>・ホームページ、SNS等での情報発信<br>URL：~~~~~<br>・ポスター、リーフレット等の作成<br>・講演、シンポジウム等 回（令和8年〇月〇日、〇月〇日他） |

## 5 地域での生活支援

### 【記載例】

- ・地域での生活支援についての相談・助言
- ・高次脳機能障害者が地域での生活支援として利用できる制度の周知（高次脳機能障害者が利用できる制度一覧、制度案内、利用までの手続き等を示したホームページ、リーフレット、マニュアル等）

## 6 教育的支援

### （記載例）

- ・所管する学校における教育的支援についての相談・助言、及び管内市区町村教育委員会に向けた教育的支援についての助言等
- ・高次脳機能障害者である幼児児童生徒及び学生が受けられる教育的支援の周知（所管する学校や管内市区町村教育委員会が所管する学校における教育的支援の在り方等を示したHP、リーフレット、マニュアル等）

## 7 就労支援

### （記載例）

- ・障害者やその家族等向けに、障害者就労支援員等による就労相談を実施。
- ・事業主向けに、障害者雇用に関するセミナーや研修会を実施。

## 8 権利利益の擁護

### 【記載例】

- ・権利利益の擁護についての相談・助言
- ・高次脳機能障害者が権利利益の擁護のために利用できる制度の周知（高次脳機能障害者が利用できる制度一覧、制度案内、利用までの手続き等を示したホームページ、リーフレット、マニュアル等）

## 9 高次脳機能障害者の家族等への支援

### 【記載例】

- ・高次脳機能障害者や家族の交流会等 回
- ・ピアカウンセリングの開催 回
- ・ピアサポーター養成の研修会等 回

※管内の当事者会・家族会等の一覧等を作成している場合には該当するURLを記載することも可能

## 10 民間団体が行う高次脳機能障害者支援に関する活動の支援

### 【記載例】

- ・ホームページ、SNS等での情報発信  
URL：~~~~~

- ・〇〇〇を対象とした高次脳機能障害の支援手法等に関する研修会 回（令和8年〇月〇日、・・・）

11 専門的知識を有する人材の確保等

【記載例】

- ・医療関係職種を対象とした高次脳機能障害の支援手法等に関する研修会等 回

高次脳機能障害者支援施策実施状況報告

|   |     |
|---|-----|
| 1 高次脳機能障害者支援法第10条第2項の規定に基づく公表                           |     |
| (1) 高次脳機能障害者に対する支援の状況及び高次脳機能障害者に対する支援に関して講じた施策の実施の状況の公表 |     |
| (2) 公表物のホームページ掲載  |     |
| 2 高次脳機能障害者支援センター  |     |
| (1) センターの設置数  |     |
| (2) 支援コーディネーター数   | 2   |
| (3) 相談件数  | 300 |
| (内訳) 当事者・家族等からの相談                                       | 200 |
| (内訳) 地域の支援機関等からの相談                                      | 100 |
| (4) 外部機関への講師等派遣の回数                                      | 10  |
| 3 高次脳機能障害者支援地域協議会                                       |     |
| (1) 高次脳機能障害者支援地域協議会の設置                                  |     |
| (2) 協議会の構成員（所属機関・業務）としての参加の有無                           |     |
| 医療関係  |     |
| 保健関係  |     |
| 福祉関係  |     |
| 介護関係  |     |
| 教育関係  |     |
| 労働関係  |     |
| 高次脳機能障害者の当事者、家族（当事者団体・家族会を含む）                           |     |
| 民間団体（当事者団体・家族会を除く）                                      |     |
| 学識経験者   |     |
| 高次脳機能障害者支援センター  |     |
| その他   |     |
| (内訳)  |     |
| (3) 都道府県・指定都市の関係部局の参加の有無                                |     |
| 都道府県・指定都市（医療関係部局）                                       |     |
| 都道府県・指定都市（保健関係部局）                                       |     |
| 都道府県・指定都市（福祉関係部局）                                       |     |
| 都道府県・指定都市（教育関係部局）                                       |     |
| 都道府県・指定都市（労働関係部局）                                       |     |
| 都道府県・指定都市（その他の部局）                                       |     |
| (4) 市町村（指定都市を除く）の参加の有無                                  |     |

|  |                          |
|--|--------------------------|
| (5) 開催回数   |                          |
| (6) 主な議題内容   | ・地域の支援機関の連携体制確保に向けた今後の取組 |
| 4 専門的な医療機関の確保等   |                          |
| (1) 高次脳機能障害に対応できる医療機関の一覧、マップ等のホームページ等への掲載  |                          |
| (2) 医療機関及び医療従事者等と連携し、支援体制の強化に向け、地域の専門的な医療機関同士がつながれるよう事例検討を行う場や定期的な意見交換の場等の実施                             |                          |
| 実施回数   | 2                        |
| 参加機関数  | 10                       |
| 参加者数   | 30                       |
| (3) 医療機関及び医療従事者等を対象とした、高次脳機能障害者支援に携わるものとして必要な知識を習得するための研修等の実施  |                          |
| 実施回数   | 3                        |
| 参加機関数  | 15                       |
| 参加者数   | 40                       |
| 5 国民の理解の増進等  |                          |
| (1) 地域住民を対象とした普及・啓発の実施   |                          |
| ① ホームページ、SNS等での情報発信  |                          |
| ② 地域住民を対象とした普及・啓発を目的とした講演・シンポジウム等の実施   |                          |
| 実施回数   |                          |
| 参加者数   |                          |
| (2) 医療・保健・福祉等業務従事者を対象とした普及・啓発の実施   |                          |
| ① ホームページ、SNS等での情報発信  |                          |
| 6 地域での生活支援   |                          |
| (1) 地域での生活支援についての相談・助言   |                          |
| (2) 高次脳機能障害者が地域での生活支援として利用できる制度の周知（高次脳機能障害者が利用できる制度一覧、制度案内、利用までの手続き等を示したホームページ、リーフレット、マニュアル等）            |                          |
| ① ホームページ、SNS等での周知  |                          |
| ② リーフレット、マニュアル、冊子等の作成・配布   |                          |
| 7 教育的支援  |                          |
| (1) 教育的支援についての相談・助言  |                          |
| (2) 高次脳機能障害者である幼児児童生徒及び学生が受けられる教育的支援の周知（所管する学校や管内市区町村教育委員会が所管する学校における教育的支援の在り方等を示したホームページ、リーフレット、マニュアル等） |                          |
| ① ホームページ、SNS等での周知  |                          |
| ② リーフレット、マニュアル、冊子等の作成・配布   |                          |
| 8 就労支援   |                          |
| (1) 高次脳機能障害者の就労支援のために必要な体制の整備（障害者就業・生活支援センター等を通じた高次脳機能障害者の就労支援、関係機関との連携構築、相談窓口の設置等）                      |                          |

|                                      |  |  |
|--------------------------------------|--|--|
| (2)                                  | 高次脳機能障害者の適切な就労機会の確保（高次脳機能障害者の雇用に関する事業主向けセミナーの開催、高次脳機能障害者を雇い入れた事業主への財政支援等）                                |  |
| (3)                                  | 高次脳機能障害者の就労定着のための支援（高次脳機能障害者が利用できる職場実習・研修事業の実施、就労移行支援事業所等を通じた定着支援の実施等）                                   |  |
| (4)                                  | 高次脳機能障害者の適切な就労の機会の確保、就労の定着のための支援として利用できる制度の周知（高次脳機能障害者が利用できる制度一覧、制度案内、利用までの手続き等を示したホームページ、リーフレット、マニュアル等） |  |
| ①                                    | ホームページ、SNS等での周知  |  |
| ②                                    | リーフレット、マニュアル、冊子等の作成・配布   |  |
| <b>9 権利利益の擁護</b>                     |  |  |
| (1)                                  | 権利利益の擁護についての相談・助言  |  |
| (2)                                  | 高次脳機能障害者が権利利益の擁護のために利用できる制度の周知（高次脳機能障害者が利用できる制度一覧、制度案内、利用までの手続き等を示したホームページ、リーフレット、マニュアル等）                |  |
| ①                                    | ホームページ、SNS等での周知  |  |
| ②                                    | リーフレット、マニュアル、冊子等の作成・配布   |  |
| <b>10 高次脳機能障害者の家族等への支援</b>           |  |  |
| (1)                                  | 高次脳機能障害者の当事者会・家族会の一覧等のホームページ等掲載  |  |
| (2)                                  | 高次脳機能障害者や家族等への支援におけるピアサポーターの活用   |  |
| (3)                                  | 高次脳機能障害者や家族等を対象にした研修等の実施   |  |
|                                      | 実施回数   |  |
|                                      | 参加者数   |  |
| (4)                                  | 高次脳機能障害者や家族等を対象にした交流会等の実施  |  |
|                                      | 実施回数   |  |
|                                      | 参加者数   |  |
| <b>11 民間団体が行う高次脳機能障害者支援に関する活動の支援</b> |  |  |
| (1)                                  | 民間団体を対象にした研修等の実施   |  |
|                                      | 実施回数   |  |
|                                      | 参加者数   |  |
| <b>12-1 専門的知識を有する人材の確保等</b>          |  |  |
| (1)                                  | 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務に従事する者に対する研修等の実施  |  |
|                                      | 実施回数   |  |
|                                      | 参加者数   |  |
| <b>12-2 職種別の研修等の実施（12-1の内訳）</b>      |  |  |
| (1)                                  | 医療、保健又は福祉に関する業務に従事する者に対する研修等の実施  |  |
|                                      | 実施回数   |  |
|                                      | 参加者数   |  |
| (2)                                  | 教育又は労働に関する業務に従事する者に対する研修等の実施   |  |
|                                      | 実施回数   |  |
|                                      | 参加者数   |  |

|                                   |                       |  |
|-----------------------------------|-----------------------|--|
| (3) 上記以外の分野に関する業務に従事する者に対する研修等の実施 |                       |  |
| 実施回数                              |                       |  |
| 参加者数                              |                       |  |
| 13 高次脳機能障害支援養成研修                  |                       |  |
| (1) 高次脳機能障害支援養成研修の実施              |                       |  |
| 研修の運営方法                           |                       |  |
| 実施回数（基礎研修）                        |                       |  |
| 実施回数（実践研修）                        |                       |  |
| 修了者数（基礎研修）                        |                       |  |
| 修了者数（実践研修）                        |                       |  |
| (2) (1)に準ずるものとして都道府県知事が定める研修の実施   |                       |  |
| 研修の運営方法                           |                       |  |
|                                   | 「その他」を選択した場合の具体的な運営方法 |  |
| 実施回数（基礎研修に相当する研修）                 |                       |  |
| 実施回数（実践研修に相当する研修）                 |                       |  |
| 修了者数（基礎研修に相当する研修）                 |                       |  |
| 修了者数（実践研修に相当する研修）                 |                       |  |

**様式 1 (高次脳機能障害者に対する支援の状況及び高次脳機能障害者に対して支援に関して講じた施策の実施の状況 (都道府県又は指定都市)) 記載要領**

- 1 本様式は都道府県又は指定都市 (以下「都道府県等」という。) が、高次脳機能障害者支援法 (令和 7 年法律第 96 号。以下「法」という。) 第 10 条第 2 項の規定に基づき、高次脳機能障害者に対する支援の状況及び高次脳機能障害者に対する支援に関して講じた施策の実施の状況を公表する際に活用いただくことを想定したものである。公表を行う場合には本様式を活用しつつ、適宜加工することが可能である。
- 2 様式中の 1 (高次脳機能障害者支援センター) の (1) 「高次脳機能障害者支援センターの設置数」欄には、法第 19 条第 1 項に規定する高次脳機能障害者支援センター (以下「センター」という。(※ 1)) の設置数 (当該年度の 3 月 31 日時点) を記載する。センターとなる施設名をあわせて記載することが望ましい。

※ 1 都道府県等が自らセンターとなる場合を含む。
- 3 様式中の 1 (高次脳機能障害者支援センター) の (2) 「支援コーディネーター数」欄には、センターに配置されている支援コーディネーター数 (当該年度の 3 月 31 日時点) を記載する。支援コーディネーターの勤務形態 (常勤・非常勤) は問わない。センターを複数設置している場合には、各センターに配置されている支援コーディネーター数の合計数を記載し、センターごとの内訳を記載することが望ましい。
- 4 様式中の 1 (高次脳機能障害者支援センター) の (3) 「相談件数」欄に記載する数は、様式 3 (高次脳機能障害者支援施策実施状況報告) の 2 (3) 「相談件数」欄の数と一致するものであり、設置する各センターの相談件数 (様式 4 (高次脳機能障害者支援センター活動実績報告) の「4 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数」) を合算した数と一致するものである。
- 5 様式中の 1 (高次脳機能障害者支援センター) の (3) 「相談件数」の内訳の「当事者・家族等からの相談」とは、高次脳機能障害者自身やその家族、親戚、友人等からの相談を指す。「地域の支援機関等からの相談」とは、地域の高次脳機能障害者支援に関わる機関 (※ 2)、当事者会及び家族会等か

らの相談を指す。

※2 「地域の高次脳機能障害者支援に関わる機関」とは、別紙3-2（様式3記載要領）の表1に示す機関のほか、都道府県等の本庁の各担当部局や市町村等を指すものとする。

- 6 様式中の1（高次脳機能障害者支援センター）の（4）「外部機関への講師等派遣の回数」欄には、医療、保健、福祉、教育、労働又はその他の分野の業務を行う関係機関等からの依頼により行う、高次脳機能障害の特性に関する理解を深め、専門性を高めるための研修等への講師派遣の回数を記載する。
- 7 様式中の2（高次脳機能障害者支援地域協議会）の（1）「高次脳機能障害者支援地域協議会の設置」欄には、法第25条第1項に規定する高次脳機能障害者支援地域協議会（以下「協議会」という。）の設置状況を記載する。協議会として既存の会議体を活用する場合であっても「有」とする。
- 8 様式中の2（高次脳機能障害者支援地域協議会）の（2）「開催回数」欄には、当該年度における協議会の開催回数（開催している場合は開催時期を含む。）を記載する。
- 9 様式中の2（高次脳機能障害者支援地域協議会）の（3）「主な議題内容」欄には、当該年度における協議会で扱った議題のうち主なものについて、その内容を簡潔に記載する。都道府県と指定都市が1つの会議体でそれぞれの協議会とする場合、「主な議題内容」欄は、都道府県の場合には、都道府県の高次脳機能障害者に対する支援体制の整備等に関する内容を、指定都市の場合には、指定都市の高次脳機能障害者に対する支援体制の整備等に関する内容を記載する。
- 10 様式中の3（専門的な医療機関の確保等）の（1）「高次脳機能障害に対応できる医療機関」欄には、専門的に高次脳機能障害の診断、治療、リハビリテーション等を行うことができる医療機関の名称を記載する。ホームページ等に一覧表等で掲載している場合はURLの記載でも可能とする。
- 11 様式中の3（専門的な医療機関の確保等）の（2）「医療機関及び医療従事者等と連携し、支援体制の強化に向け、地域の専門的な医療機関同士がつながれるよう事例検討を行う場や定期的な意見交換の場等の実施」欄には、

以下のような意見交換等を記載し、実施回数は当該年度における回数、参加機関数及び参加者数は延べ数を記載する。

(記載対象となる意見交換等)

- ・ 高次脳機能障害者支援体制構築促進事業実施要領の3(1)(専門的な医療機関の確保)のアとして実施している意見交換等のほか、同様の趣旨で行うもの

12 様式中の3(専門的な医療機関の確保等)の(3)「医療機関及び医療従事者等を対象とした、高次脳機能障害者支援に携わるものとして必要な知識を習得するための研修等の実施」欄には以下のような研修等を記載し、実施回数は当該年度における回数、参加機関数及び参加者数は延べ数を記載する。

(記載対象となる研修等)

- ・ 高次脳機能障害者支援体制構築促進事業実施要領の3(1)(専門的な医療機関の確保)のイとして実施している研修等のほか、同様の趣旨で行うもの

13 様式中の4(国民の理解の増進等)の(1)「地域住民を対象とした普及・啓発」欄には、個々の高次脳機能障害の特性その他高次脳機能障害に関する国民の理解を深めるために、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて行う必要な広報その他の啓発活動について記載例を参考に記載する。

14 様式中の4(国民の理解の増進等)の(2)「医療、保健、福祉等業務従事者を対象とした普及・啓発」欄には、医療、保健、福祉等の業務に従事する者に対して行う、高次脳機能障害に対する理解増進のために必要な知識の普及及び啓発の活動について記載例を参考に記載する。ここでいう「医療、保健、福祉等」とは法第27条に明記されている医療、保健又は福祉のほか、教育、労働等を含む。

15 様式中の5「地域での生活支援」欄には、高次脳機能障害者の地域での生活を支援するために実施している内容について、記載例を参考に記載する。

16 様式中の6「教育的支援」欄には、高次脳機能障害者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするために実施している内容について、記載例を参考に記載する。

17 様式中の7「就労支援」欄には、高次脳機能障害者がその特性に応じた適切な就労機会を得ることができるようにするために実施している内容について、記載例を参考に記載する。

18 様式中の8「権利利益の擁護」欄には、高次脳機能障害者が、その高次脳機能障害のために差別やいじめ・虐待を受けること、消費生活における被害を受けること等権利利益を害されることがないようにするため、その差別の解消、いじめの防止等及び虐待の防止等のために実施している内容について、記載例を参考に記載する。

19 様式中の9「高次脳機能障害者の家族等への支援」欄には、高次脳機能障害者の家族等に対する支援として実施している内容について、記載例を参考に記載する。なお、記載例として、以下のような高次脳機能障害者の家族等を対象とした研修等や交流会等の実施が考えられる。

(記載対象となる研修等)

- ・ 高次脳機能障害者支援事業実施要綱の第3の1(2)③として実施している研修等のうち、高次脳機能障害者やその家族等を対象としたもの
- ・ 高次脳機能障害者支援体制構築促進事業実施要領の3(2)(高次脳機能障害者及びその家族等に対する支援)のアとして実施している研修等
- ・ これらと同様の趣旨で行うもの

(記載対象となる交流会等)

- ・ 高次脳機能障害者支援体制構築促進事業実施要領の3(2)(高次脳機能障害者及びその家族等に対する支援)のイとして実施している交流会等のほか、同様の趣旨で行うもの

20 様式中の10「民間団体が行う高次脳機能障害者支援に関する活動の支援」欄には、民間団体が行う高次脳機能障害者に対する支援に関する活動を支援するため実施している内容について、記載例を参考に記載する。なお、記載例として、以下のような民間団体を対象とした研修等の実施が考えられる。

(記載対象となる研修等)

- ・ 高次脳機能障害者支援事業実施要綱の第3の1(2)③として実施している研修等のうち、民間団体を対象としたもののほか、同様の趣旨で行うもの

21 様式中の 11「専門的知識を有する人材の確保等」欄には、個々の高次脳機能障害への理解を深め、特性に応じた支援を適切に行うことができるよう、高次脳機能障害に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上を図るために、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務に従事する者に対して実施している内容について、記載例を参考に記載する。なお、記載例としては、以下のような専門的知識を有する人材の確保等のための研修等の実施が考えられる。

(記載対象となる研修等)

- ・ 高次脳機能障害者支援事業実施要綱の第3の1(2)③として実施している研修等のうち、医療・保健・福祉・教育・労働等に関する業務を行う関係施設及び関係機関等の職員を対象としたもの(高次脳機能障害支援養成研修を含む)
- ・ 高次脳機能障害者支援体制構築促進事業実施要領の3(1)(専門的な医療機関の確保)のアとして実施している意見交換等
- ・ 高次脳機能障害者支援体制構築促進事業実施要領の3(1)(専門的な医療機関の確保)のイとして実施している研修等
- ・ これらと同様の趣旨で行う研修等

22 本様式に記載されていない項目についても欄を追加する等により、都道府県等で実施している高次脳機能障害者支援施策について記載することが可能である。

高次脳機能障害者に対する支援の状況及び高次脳機能障害者に対する支援に関して講じた施策の実施の状況

| 支援施策                         | 高次脳機能障害者に特化した支援施策を実施 |          | 高次脳機能障害者を含む障害者を対象とした支援施策を実施 |          |
|------------------------------|----------------------|----------|-----------------------------|----------|
|                              | 実施の有無                | (具体的な内容) | 実施の有無                       | (具体的な内容) |
| 1 国民の理解の増進等                  |                      |          |                             |          |
| 地域住民を対象とした普及・啓発              |                      |          |                             |          |
| 医療・保健・福祉等業務従事者を対象とした普及・啓発    |                      |          |                             |          |
| 2 地域での生活支援                   |                      |          |                             |          |
| 3 教育的支援                      |                      |          |                             |          |
| 4 就労支援                       |                      |          |                             |          |
| 5 権利利益の擁護                    |                      |          |                             |          |
| 6 高次脳機能障害者の家族等への支援           |                      |          |                             |          |
| 7 相談体制の整備                    |                      |          |                             |          |
| 8 民間団体が行う高次脳機能障害者支援に関する活動の支援 |                      |          |                             |          |
| 9 専門的知識を有する人材の確保等            |                      |          |                             |          |

高次脳機能障害者に対する支援の状況及び高次脳機能障害者に対する支援に関して講じた施策の実施の状況

| 支援施策                         | 高次脳機能障害者に特化した支援施策を実施 |  | 高次脳機能障害者を含む障害者を対象とした支援施策を実施 |  |
|------------------------------|----------------------|--|-----------------------------|--|
|                              | 実施の有無                | (具体的な内容)   | 実施の有無                       | (具体的な内容)   |
| 1 国民の理解の増進等                  |                      |  |                             |  |
| 地域住民を対象とした普及・啓発              | ○                    | 【記載例】<br>ホームページに高次脳機能障害に関する情報提供を掲載<br>(県の担当部署や国立障害者リハビリテーションセンター(高次脳機能障害情報・支援センター)のリンク先の掲載等) | ○                           | 【記載例】<br>障害者や障害特性等に関する地域住民の理解を深めるためのポスターを作成。         |
| 医療・保健・福祉等業務従事者を対象とした普及・啓発    | ○                    | 【記載例】<br>ホームページに高次脳機能障害に関する情報提供を掲載<br>(県の担当部署や国立障害者リハビリテーションセンター(高次脳機能障害情報・支援センター)のリンク先の掲載等) |                             |  |
| 2 地域での生活支援                   |                      |  | ○                           | 【記載例】<br>障害福祉サービスの利用等に関する相談支援等を実施。                   |
| 3 教育的支援                      |                      |  | ○                           | 【記載例】<br>障害の状態や特性等に応じた特別の教育的支援を行っている。                |
| 4 就労支援                       | ○                    | 【記載例】<br>高次脳機能障害者に対する就労支援に関する相談窓口を設置   | ○                           | 【記載例】<br>障害者就労支援センターにおいて、障害者の就労相談、就労準備、職場での定着支援を実施。  |
| 5 権利利益の擁護                    |                      |  | ○                           | 【記載例】<br>市のホームページで障害者虐待の防止や障害を理由とする差別をなくすこと等を周知している。 |
| 6 高次脳機能障害者の家族等への支援           |                      |  | ○                           | 【記載例】<br>障害者やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会を開催。      |
| 7 相談体制の整備                    | ○                    | 【記載例】<br>高次脳機能障害者やその家族等の相談に対応可能な事業所等をホームページに掲載。  | ○                           | 【記載例】<br>障害者やその家族等からの相談窓口を設け、ホームページに掲載。              |
| 8 民間団体が行う高次脳機能障害者支援に関する活動の支援 |                      |  | ○                           | 【記載例】<br>障害者支援にあたる団体向けに・・・に関する情報をホームページに掲載。          |
| 9 専門的知識を有する人材の確保等            |                      |  | ○                           | 【記載例】<br>障害者の相談支援従事者向けに研修資料を作成し、ホームページに掲載。           |

**様式 2 (高次脳機能障害者に対する支援の状況及び高次脳機能障害者に対して支援に関して講じた施策の実施の状況 (市区町村)) 記載要領**

- 1 本様式は市区町村 (指定都市を除く。以下同じ。) が、高次脳機能障害者支援法 (令和 7 年法律第 96 号。以下「法」という。) 第 10 条第 2 項の規定に基づき、高次脳機能障害者に対する支援の状況及び高次脳機能障害者に対する支援に関して講じた施策の実施の状況を公表する際に活用いただくことを想定したものである。公表を行う場合には本様式を活用しつつ、適宜加工することが可能である。
- 2 「1 国民の理解の増進等」、「2 地域での生活支援」、「3 教育的支援」、「4 就労支援」、「5 権利利益の擁護」、「6 高次脳機能障害者の家族等への支援」、「7 相談体制の整備」、「8 民間団体が行う高次脳機能障害者支援に関する活動の支援」及び「9 専門的知識を有する人材の確保等」の各項目について、障害者の中でも高次脳機能障害者に特化した施策を実施している場合は「高次脳機能障害者に特化した支援施策を実施」に「○」を付す。
- 3 「1 国民の理解の増進等」、「2 地域での生活支援」、「3 教育的支援」、「4 就労支援」、「5 権利利益の擁護」、「6 高次脳機能障害者の家族等への支援」、「7 相談体制の整備」、「8 民間団体が行う高次脳機能障害者支援に関する活動の支援」及び「9 専門的知識を有する人材の確保等」の各項目について、高次脳機能障害者を含む障害者を対象とした施策を実施している場合は「高次脳機能障害者を含む障害者を対象とした支援施策を実施」に「○」を付す。
- 4 「1 国民の理解の増進等」、「2 地域での生活支援」、「3 教育的支援」、「4 就労支援」、「5 権利利益の擁護」、「6 高次脳機能障害者の家族等への支援」、「7 相談体制の整備」、「8 民間団体が行う高次脳機能障害者支援に関する活動の支援」及び「9 専門的知識を有する人材の確保等」の各項目について、高次脳機能障害者に特化した施策と高次脳機能障害者を含む障害者を対象とした施策との双方を実施している場合には、「高次脳機能障害者に特化した支援施策を実施」及び「高次脳機能障害者を含む障害者を対象とした支援施策を実施」の双方に「○」を付す。
- 5 高次脳機能障害の症状のうち特定の症状 (失語等) に対応した支援施策の

みを実施している場合であっても「高次脳機能障害者に特化した支援施策を実施」に「○」を付すことができる。

6 「○」を付した項目については、具体的に実施している施策内容のうち主なものを「(具体的な内容)」欄に簡潔に記載する。ホームページ等で実施している施策内容を掲載している場合には、そのURLを記載することで、具体的な内容の記載とすることも可能である。

7 本様式に記載されていない項目についても欄を追加する等により、市区町村で実施している高次脳機能障害者支援施策について記載することが可能である。

高次脳機能障害者支援施策実施状況報告

|   |  |
|---|--|
| 1 高次脳機能障害者支援法第10条第2項の規定に基づく公表                           |  |
| (1) 高次脳機能障害者に対する支援の状況及び高次脳機能障害者に対する支援に関して講じた施策の実施の状況の公表 |  |
| (2) 公表物のホームページ掲載先                                       |  |
| 2 高次脳機能障害者支援センター  |  |
| (1) センターの設置数  |  |
| (2) 支援コーディネーター数   |  |
| (3) 相談件数  |  |
| (内訳) 当事者・家族等からの相談                                       |  |
| (内訳) 地域の支援機関等からの相談                                      |  |
| (4) 外部機関への講師等派遣の回数                                      |  |
| 3 高次脳機能障害者支援地域協議会                                       |  |
| (1) 高次脳機能障害者支援地域協議会の設置                                  |  |
| (2) 協議会の構成員（所属機関・業務）としての参加の有無                           |  |
| 医療関係  |  |
| 保健関係  |  |
| 福祉関係  |  |
| 介護関係  |  |
| 教育関係  |  |
| 労働関係  |  |
| 高次脳機能障害者の当事者、家族（当事者団体・家族会を含む）                           |  |
| 民間団体（当事者団体・家族会を除く）                                      |  |
| 学識経験者   |  |
| 高次脳機能障害者支援センター  |  |
| その他   |  |
| (内訳)  |  |
| (3) 都道府県・指定都市の関係部局の参加の有無                                |  |
| 都道府県・指定都市（医療関係部局）                                       |  |
| 都道府県・指定都市（保健関係部局）                                       |  |
| 都道府県・指定都市（福祉関係部局）                                       |  |
| 都道府県・指定都市（介護関係部局）                                       |  |
| 都道府県・指定都市（教育関係部局）                                       |  |
| 都道府県・指定都市（労働関係部局）                                       |  |
| 都道府県・指定都市（その他の部局）                                       |  |

|                |  |  |
|----------------|--|--|
| (4)            | 市町村（指定都市を除く）の参加の有無   |  |
| (5)            | 開催回数   |  |
| (6)            | 主な議題内容   |  |
| 4 専門的な医療機関の確保等 |  |  |
| (1)            | 高次脳機能障害に対応できる医療機関の一覧、マップ等のホームページ等への掲載  |  |
| (2)            | 医療機関及び医療従事者等と連携し、支援体制の強化に向け、地域の専門的な医療機関同士がつながれるよう事例検討を行う場や定期的な意見交換の場等の実施                             |  |
|                | 実施回数   |  |
|                | 参加機関数  |  |
|                | 参加者数   |  |
| (3)            | 医療機関及び医療従事者等を対象とした、高次脳機能障害者支援に携わるものとして必要な知識を習得するための研修等の実施  |  |
|                | 実施回数   |  |
|                | 参加機関数  |  |
|                | 参加者数   |  |
| 5 国民の理解の増進等    |  |  |
| (1)            | 地域住民を対象とした普及・啓発の実施   |  |
|                | ① ホームページ、SNS等での情報発信  |  |
|                | ② 地域住民を対象とした普及・啓発を目的とした講演・シンポジウム等の実施   |  |
|                | 実施回数   |  |
|                | 参加者数   |  |
| (2)            | 医療・保健・福祉等業務従事者を対象とした普及・啓発の実施   |  |
|                | ① ホームページ、SNS等での情報発信  |  |
| 6 地域での生活支援     |  |  |
| (1)            | 地域での生活支援についての相談・助言   |  |
| (2)            | 高次脳機能障害者が地域での生活支援として利用できる制度の周知（高次脳機能障害者が利用できる制度一覧、制度案内、利用までの手続き等を示したホームページ、リーフレット、マニュアル等）            |  |
|                | ① ホームページ、SNS等での周知  |  |
|                | ② リーフレット、マニュアル、冊子等の作成・配布   |  |
| 7 教育的支援        |  |  |
| (1)            | 教育的支援についての相談・助言  |  |
| (2)            | 高次脳機能障害者である幼児児童生徒及び学生が受けられる教育的支援の周知（所管する学校や管内市区町村教育委員会が所管する学校における教育的支援の在り方等を示したホームページ、リーフレット、マニュアル等） |  |
|                | ① ホームページ、SNS等での周知  |  |
|                | ② リーフレット、マニュアル、冊子等の作成・配布   |  |
| 8 就労支援         |  |  |
| (1)            | 高次脳機能障害者の就労支援のために必要な体制の整備（障害者就業・生活支援センター等を通じた高次脳機能障害者の就労支援、関係機関との連携構築、相談窓口の設置等）                      |  |

|                               |  |  |
|-------------------------------|--|--|
| (2)                           | 高次脳機能障害者の適切な就労機会の確保（高次脳機能障害者の雇用に関する事業主向けセミナーの開催、高次脳機能障害者を雇い入れた事業主への財政支援等）                                |  |
| (3)                           | 高次脳機能障害者の就労定着のための支援（高次脳機能障害者が利用できる職場実習・研修事業の実施、就労移行支援事業所等を通じた定着支援の実施等）                                   |  |
| (4)                           | 高次脳機能障害者の適切な就労の機会の確保、就労の定着のための支援として利用できる制度の周知（高次脳機能障害者が利用できる制度一覧、制度案内、利用までの手続き等を示したホームページ、リーフレット、マニュアル等） |  |
| ①                             | ホームページ、SNS等での周知  |  |
| ②                             | リーフレット、マニュアル、冊子等の作成・配布   |  |
| 9 権利利益の擁護                     |  |  |
| (1)                           | 権利利益の擁護についての相談・助言  |  |
| (2)                           | 高次脳機能障害者が権利利益の擁護のために利用できる制度の周知（高次脳機能障害者が利用できる制度一覧、制度案内、利用までの手続き等を示したホームページ、リーフレット、マニュアル等）                |  |
| ①                             | ホームページ、SNS等での周知  |  |
| ②                             | リーフレット、マニュアル、冊子等の作成・配布   |  |
| 10 高次脳機能障害者の家族等への支援           |  |  |
| (1)                           | 高次脳機能障害者の当事者会・家族会の一覧等のホームページ等掲載  |  |
| (2)                           | 高次脳機能障害者や家族等への支援におけるピアサポーターの活用   |  |
| (3)                           | 高次脳機能障害者や家族等を対象にした研修等の実施   |  |
|                               | 実施回数   |  |
|                               | 参加者数   |  |
| (4)                           | 高次脳機能障害者や家族等を対象にした交流会等の実施  |  |
|                               | 実施回数   |  |
|                               | 参加者数   |  |
| 11 民間団体が行う高次脳機能障害者支援に関する活動の支援 |  |  |
| (1)                           | 民間団体を対象にした研修等の実施   |  |
|                               | 実施回数   |  |
|                               | 参加者数   |  |
| 12-1 専門的知識を有する人材の確保等          |  |  |
| (1)                           | 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務に従事する者に対する研修等の実施  |  |
|                               | 実施回数   |  |
|                               | 参加者数   |  |
| 12-2 職種別の研修等の実施（12-1の内訳）      |  |  |
| (1)                           | 医療、保健又は福祉に関する業務に従事する者に対する研修等の実施  |  |
|                               | 実施回数   |  |
|                               | 参加者数   |  |
| (2)                           | 教育又は労働に関する業務に従事する者に対する研修等の実施   |  |
|                               | 実施回数   |  |
|                               | 参加者数   |  |

|                                   |                       |  |
|-----------------------------------|-----------------------|--|
| (3) 上記以外の分野に関する業務に従事する者に対する研修等の実施 |                       |  |
|                                   | 実施回数                  |  |
|                                   | 参加者数                  |  |
| 13 高次脳機能障害支援養成研修                  |                       |  |
| (1) 高次脳機能障害支援養成研修の実施              |                       |  |
|                                   | 研修の運営方法               |  |
|                                   | 実施回数（基礎研修）            |  |
|                                   | 実施回数（実践研修）            |  |
|                                   | 修了者数（基礎研修）            |  |
|                                   | 修了者数（実践研修）            |  |
| (2) (1)に準ずるものとして都道府県知事が定める研修の実施   |                       |  |
|                                   | 研修の運営方法               |  |
|                                   | 「その他」を選択した場合の具体的な運営方法 |  |
|                                   | 実施回数（基礎研修に相当する研修）     |  |
|                                   | 実施回数（実践研修に相当する研修）     |  |
|                                   | 修了者数（基礎研修に相当する研修）     |  |
|                                   | 修了者数（実践研修に相当する研修）     |  |

様式 3 (高次脳機能障害者支援施策実施状況報告) 記載要領

- 1 様式中の 1 (高次脳機能障害者支援法第 10 条第 2 項の規定に基づく公表) の「(1) 高次脳機能障害者に対する支援の状況及び高次脳機能障害者に対する支援に関して講じた施策の実施の状況の公表」欄には、高次脳機能障害者支援法(令和 7 年法律第 96 号。以下「法」という。)第 10 条第 2 項の規定に基づく公表の有無を記載する。
- 2 様式中の 1 (高次脳機能障害者支援法第 10 条第 2 項の規定に基づく公表) の「(2) 公表物のホームページ掲載先」欄には、ホームページにおいて法第 10 条第 2 項の規定に基づく公表を行っている場合にその URL を記載する。ホームページにおいて法第 10 条第 2 項の規定に基づく公表を行っていない場合には「-」を記載する。
- 3 様式中の 2 (高次脳機能障害者支援センター) の「(1) センターの設置数」欄には、法第 19 条第 1 項に規定する高次脳機能障害者支援センター(以下「センター」という。(※ 1)) の設置数(当該年度の 3 月 31 日時点)を記載する。

※ 1 都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)が自らセンターとなる場合を含む。
- 4 様式中の 2 (高次脳機能障害者支援センター) の「(2) 支援コーディネーター数」欄には、センターに配置されている支援コーディネーター数(当該年度の 3 月 31 日時点)を記載する。支援コーディネーターの勤務形態(常勤・非常勤)は問わない。センターを複数設置している場合には、各センターに配置されている支援コーディネーター数の合計数を記載する。
- 5 様式中の 2 (高次脳機能障害者支援センター) の「(3) 相談件数」欄には、センターが対応した相談件数を記載し(※ 2)、センターを複数設置している場合は、各センターの相談件数の総数を記載する(※ 3)。

※ 2 様式 1 (高次脳機能障害者に対する支援の状況及び高次脳機能障害者に対する支援に関して講じた施策の実施の状況) の項目「1 高次脳機能障害者支援センター」の「(3) 相談件数」欄の数と一致するもの。

※3 設置する各センターの相談件数（様式4（高次脳機能障害者支援センター活動実績報告）の「4 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数」）を合算した数と一致するもの。

6 様式中の2（高次脳機能障害者支援センター）の「(3) 相談件数」欄の内訳の「当事者・家族等からの相談」とは、高次脳機能障害者自身やその家族、親戚、友人等からの相談を指す。「地域の支援機関等からの相談」とは、地域の高次脳機能障害者支援に関わる機関（※4）、当事者会及び家族会等からの相談を指す。

※4 「地域の高次脳機能障害者支援に関わる機関」とは、下記の表1に示す機関のほか、都道府県等の本庁の各担当部局や市町村等を指すものとする。

7 様式中の2（高次脳機能障害者支援センター）の「(4) 外部機関への講師等派遣の回数」欄には、医療、保健、福祉、教育、労働又はその他の分野の業務を行う関係機関等からの依頼により行う、高次脳機能障害の特性に関する理解を深め、専門性を高めるための研修等への講師派遣の回数を記載する。

8 様式中の3（高次脳機能障害者支援地域協議会）の「(1) 高次脳機能障害者支援地域協議会の設置」欄には、法第25条第1項に規定する高次脳機能障害者支援地域協議会（以下「協議会」という。）の設置の有無を記載する。協議会として既存の会議体を活用する場合であっても「有」とする。

9 様式中の3（高次脳機能障害者支援地域協議会）の「(2) 協議会の構成員（所属機関・業務）としての参加の有無」について、「医療関係」、「保健関係」、「福祉関係」、「介護関係」、「教育関係」、「労働関係」に該当する機関の具体例はそれぞれ表1のとおりとする（※5、※6）。該当する機関に所属する者が協議会の構成員として参加している場合には「有」とする。

表1

| カテゴリー | 具体例                   |
|-------|-----------------------|
| 医療関係  | 医療機関                  |
| 保健関係  | 保健所、保健センター、精神保健福祉センター |
| 福祉関係  | 基幹相談支援センター、相談支援事業所、   |

|      |  |
|------|--|
|      | 自立訓練事業所、生活介護事業所、居宅介護事業所、共同生活援助事業所（グループホーム）、短期入所事業所、就労選択支援事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型、B型）、地域活動支援センター、障害者支援施設 |
| 介護関係 | 介護保険サービス事業所（介護医療院、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、訪問系事業所、通所介護事業所等）、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター                                  |
| 教育関係 | 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専門学校、大学、大学院  |
| 労働関係 | 都道府県労働局、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター   |

※5 都道府県等の本庁の各担当部局については、「3（3）都道府県・指定都市の関係部局の参加の有無」に記載する。

※6 各カテゴリにおける職能団体については具体例に記載していないが、それぞれのカテゴリに分類する。

（例）〇〇県医師会：医療関係

10 様式中の3（高次脳機能障害者支援地域協議会）の「（2）協議会の構成員（所属機関・業務）としての参加の有無」について、「その他」とは、上記に分類されない者が構成員として参加している場合には、「（内訳）」欄に該当者の属性（所属機関等）について主なものを記載する。

11 様式中の3（高次脳機能障害者支援地域協議会）の「（2）協議会の構成員（所属機関・業務）としての参加の有無」について、例えば、医療機関に所属する構成員が学識経験者としての役割を兼ねている場合には、1人の構成員について複数箇所に該当することとなる。

12 様式中の3（高次脳機能障害者支援地域協議会）の「（3）都道府県・指定都市の関係部局の参加の有無」について、都道府県等の該当部局が協議会に参加する場合には「有」とする。なお、協議会に毎回参加しなくとも、当該年度に開催される協議会に1回以上参加すれば「有」に該当し、事務局として参加する場合にも「有」に該当する。

13 様式中の3（高次脳機能障害者支援地域協議会）の「（4）市町村（指定都市を除く）の参加の有無」については、管内の市町村（指定都市を除く）が協議会に参加する場合には「有」とする。なお、協議会に毎回参加しなくとも、当該年度に開催される協議会に1回以上参加すれば「有」に該当する。

14 様式中の3（高次脳機能障害者支援地域協議会）の「（5）開催回数」欄には、当該年度における協議会の開催回数を記載する。

15 様式中の3（高次脳機能障害者支援地域協議会）の「（6）主な議題内容」欄には、当該年度における協議会で扱った議題のうち主なものについて、その内容を簡潔に記載する。都道府県と指定都市が1つの会議体でそれぞれの協議会とする場合、「主な議題内容」欄は、都道府県の場合には、都道府県の高次脳機能障害者に対する支援体制の整備等に関する内容を、指定都市の場合には、指定都市の高次脳機能障害者に対する支援体制の整備等に関する内容を記載する。

16 様式中の4（専門的な医療機関の確保等）の「（1）高次脳機能障害に対応できる医療機関の一覧、マップ等のホームページ等への掲載」欄には、専門的に高次脳機能障害の診断、治療、リハビリテーション等を行うことができる医療機関の一覧、マップ等の作成、当該一覧、マップ等のホームページ等への掲載の有無を記載する。

17 様式中の4（専門的な医療機関の確保等）の「（2）医療機関及び医療従事者等と連携し、支援体制の強化に向け、地域の専門的な医療機関同士がつながれるよう事例検討を行う場や定期的な意見交換の場等の実施」欄には、以下のような意見交換等の実施の有無を記載する。「有」の場合は、実施回数、参加機関数及び参加者数も記載する。参加機関数及び参加者数は延べ数を記載する。

（記載対象となる意見交換等）

- ・ 高次脳機能障害者支援体制構築促進事業実施要領の3（1）（専門的な医療機関の確保）のアとして実施している意見交換等のほか、同様の趣旨で行うもの

18 様式中の4（専門的な医療機関の確保等）の「（3）医療機関及び医療従事者等を対象とした、高次脳機能障害者支援に携わるものとして必要な知識を習得するための研修等の実施」欄には、以下のような研修等の実施の有無

を記載する。「有」の場合は、実施回数、参加機関数及び参加者数も記載する。参加機関数及び参加者数は延べ数を記載する。

(記載対象となる研修等)

- ・ 高次脳機能障害者支援体制構築促進事業実施要領の3(1)(専門的な医療機関の確保)のイとして実施している研修等のほか、同様の趣旨で行うもの

19 様式中の5(国民の理解の増進等)の「(1)地域住民を対象とした普及・啓発の実施」欄には、個々の高次脳機能障害の特性その他高次脳機能障害に関する国民の理解を深めるために、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて行う必要な広報その他の啓発活動の実施の有無を記載する。

20 様式中の5(国民の理解の増進等)の(1)の「①ホームページ、SNS等での情報発信」欄には、地域住民を対象とした普及・啓発として、ホームページ、SNS等での情報発信の実施の有無を記載する。

21 様式中の5(国民の理解の増進等)の(1)の「②地域住民を対象とした普及・啓発を目的とした講演・シンポジウム等の実施」欄には、以下のような地域住民を対象とした、普及・啓発を目的とした講演・シンポジウム等の実施の有無を記載する。「有」の場合は、実施回数及び参加者数も記載する。参加者数は延べ数を記載する。

(記載対象となる講演・シンポジウム等)

- ・ 高次脳機能障害者支援事業実施要綱の第3の1(2)④として実施している地域住民を対象とした高次脳機能障害についての普及・啓発を目的とした講演、シンポジウム等のほか、同様の趣旨で行うもの

22 様式中の5(国民の理解の増進等)の「(2)医療・保健・福祉等業務従事者を対象とした普及・啓発の実施」欄には、医療、保健、福祉等の業務に従事する者に対して行う、高次脳機能障害に対する理解増進のために必要な知識の普及及び啓発の活動の実施の有無を記載する。ここでいう「医療、保健、福祉等」とは法第27条に明記されている医療、保健又は福祉のほか、教育、労働等を含む。

23 様式中の5(国民の理解の増進等)の(2)の「①ホームページ、SNS等での情報発信」欄には、医療・保健・福祉等業務従事者を対象とした普

及・啓発として、ホームページ、SNS等での情報発信の実施の有無を記載する。

24 様式中の6（地域での生活支援）の「（1）地域での生活支援についての相談・助言」欄には、高次脳機能障害者の地域での生活を支援するために行う相談・助言の実施の有無について記載する。

25 様式中の6（地域での生活支援）の「（2）高次脳機能障害者が地域での生活支援として利用できる制度の周知（高次脳機能障害者が利用できる制度一覧、制度案内、利用までの手続き等を示したホームページ、リーフレット、マニュアル等）」欄には、高次脳機能障害者の地域での生活を支援するため、利用できる制度の周知の実施の有無について記載する。周知の方法として、ホームページ、SNS等での周知の実施の有無を①に記載し、リーフレット、マニュアル、冊子等の作成・配布による周知の実施の有無を②に記載する。

26 様式中の7（教育的支援）の「（1）教育的支援についての相談・助言」欄には、高次脳機能障害者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするために行う相談・助言の実施の有無について記載する。

27 様式中の7（教育的支援）の「（2）高次脳機能障害者である幼児児童生徒及び学生が受けられる教育的支援の周知（所管する学校や管内市区町村教育委員会が所管する学校における教育的支援の在り方等を示したホームページ、リーフレット、マニュアル等）」欄には、高次脳機能障害者である幼児児童生徒及び学生が受けられる教育的支援の周知の実施の有無について記載する。周知の方法として、ホームページ、SNS等での周知の実施の有無を①に記載し、リーフレット、マニュアル、冊子等の作成・配布による周知の実施の有無を②に記載する。

28 様式中の8（就労支援）の「（1）高次脳機能障害者の就労支援のために必要な体制の整備」欄には、障害者就業・生活支援センター等を通じた高次脳機能障害者の就労支援、関係機関との連携構築、相談窓口の設置等、高次脳機能障害者の就労支援のために必要な体制整備の実施の有無について記載する。

29 様式中の8（就労支援）の「（2）高次脳機能障害者の適切な就労機会の確保」欄には、高次脳機能障害者の雇用に関する事業主向けセミナーの開催、

高次脳機能障害者を雇い入れた事業主への財政支援等、高次脳機能障害者の適切な就労機会の確保に対する支援の実施の有無について記載する。

30 様式中の 8（就労支援）の「(3) 高次脳機能障害者の就労定着のための支援」欄には、高次脳機能障害者が利用できる職場実習・研修事業の実施、就労移行支援事業所等を通じた定着支援の実施等、高次脳機能障害者の就労定着に対する支援の実施の有無について記載する。

31 様式中の 8（就労支援）の「(4) 高次脳機能障害者の適切な就労の機会の確保、就労の定着のための支援として利用できる制度の周知（高次脳機能障害者が利用できる制度一覧、制度案内、利用までの手続き等を示したホームページ、リーフレット、マニュアル等）」欄には、高次脳機能障害者の適切な就労の機会の確保、就労の定着のための支援として利用できる制度の周知の実施の有無について記載する。周知の方法として、ホームページ、SNS等での周知の実施の有無を①に記載し、リーフレット、マニュアル、冊子等の作成・配布による周知の実施の有無を②に記載する。

32 様式中の 9（権利利益の擁護）の「(1) 権利利益の擁護についての相談・助言」欄には、高次脳機能障害者が、その高次脳機能障害のために差別やいじめ・虐待を受けること、消費生活における被害を受けること等権利利益を害されることがないようにするため、その差別の解消、いじめの防止等及び虐待の防止等のために行う相談・助言の実施の有無について記載する。

33 様式中の 9（権利利益の擁護）の「(2) 高次脳機能障害者が権利利益の擁護のために利用できる制度の周知（高次脳機能障害者が利用できる制度一覧、制度案内、利用までの手続き等を示したホームページ、リーフレット、マニュアル等）」欄には、高次脳機能障害者が権利利益の擁護のために利用できる制度の周知の実施の有無について記載する。周知の方法として、ホームページ、SNS等での周知の実施の有無を①に記載し、リーフレット、マニュアル、冊子等の作成・配布による周知の実施の有無を②に記載する。

34 様式中の 10（高次脳機能障害者の家族等への支援）の「(1) 高次脳機能障害者の当事者会・家族会の一覧等のホームページ等掲載」欄には、高次脳機能障害者の当事者会・家族会の一覧等の作成、ホームページ等への掲載の有無を記載する。

35 様式中の 10（高次脳機能障害者の家族等への支援）の「(2) 高次脳機能

障害者や家族等への支援におけるピアサポーターの活用」欄には、高次脳機能障害者の当事者やその家族自身が自らの経験を活かして相談活動を行う、互いに支え合う取組に参加する等の場合には「有」を記載する。なお、「ピアサポーター」とは、高次脳機能障害者やその家族であって、自らの経験を活かして、当事者等への支援を行っている者を指す。ピアサポーター研修等を受講している場合もあるが、ここでは研修受講等の状況に関わらず当事者等の支え合い活動に参加している場合には「有」として構わない。

36 様式中の 10（高次脳機能障害者の家族等への支援）の「（3）高次脳機能障害者や家族等を対象にした研修等の実施」欄には、以下のような高次脳機能障害者やその家族等を対象とした研修等の実施の有無について記載する。「有」の場合は、実施回数及び参加者数も記載する。参加者数は延べ数を記載する。

（記載対象となる研修等）

- ・ 高次脳機能障害者支援事業実施要綱の第3の1（2）③として実施している研修等のうち、高次脳機能障害者やその家族等を対象としたもの
- ・ 高次脳機能障害者支援体制構築促進事業実施要領の3（2）（高次脳機能障害者及びその家族等に対する支援）のアとして実施している研修等
- ・ これらと同様の趣旨で行うもの

37 様式中の 10（高次脳機能障害者の家族等への支援）の「（4）高次脳機能障害者や家族等を対象にした交流会等の実施」欄には、以下のような高次脳機能障害者やその家族等を対象とした交流会等の実施の有無について記載する。「有」の場合は、実施回数及び参加者数も記載する。参加者数は延べ数を記載する。

（記載対象となる交流会等）

- ・ 高次脳機能障害者支援体制構築促進事業実施要領の3（2）（高次脳機能障害者及びその家族等に対する支援）のイとして実施している交流会等のほか、同様の趣旨で行うもの

38 様式中の 11（民間団体が行う高次脳機能障害者支援に関する活動の支援）の「（1）民間団体を対象にした研修等の実施」欄には、以下のような民間団体を対象とした研修等の実施の有無について記載する。「有」の場合は、実施回数及び参加者数も記載する。参加者数は延べ数を記載する。

(記載対象となる研修等)

- ・ 高次脳機能障害者支援事業実施要綱の第3の1(2)③として実施している研修等のうち、民間団体を対象としたもののほか、同様の趣旨で行うもの

39 様式中の 12-1 (専門的知識を有する人材の確保等) の「(1) 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務に従事する者に対する研修等の実施」欄には、以下のような医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係施設及び関係機関等の職員を対象とした研修等の実施の有無について記載する(※7)。研修等の対象職種として、医療、保健、福祉、教育、労働等の全てを含むものではなく、いずれかの職種のみを対象としている研修等であっても1回としてカウントしてよい。「有」の場合は、実施回数及び参加者数も記載する。参加者数は延べ数を記載する。

(記載対象となる研修等)

- ・ 高次脳機能障害者支援事業実施要綱の第3の1(2)③として実施している研修等のうち、医療・保健・福祉・教育・労働等に関する業務を行う関係施設及び関係機関等の職員を対象としたもの(高次脳機能障害者支援養成研修を含む)
- ・ 高次脳機能障害者支援体制構築促進事業実施要領の3(1)(専門的な医療機関の確保)のアとして実施している意見交換等
- ・ 高次脳機能障害者支援体制構築促進事業実施要領の3(1)(専門的な医療機関の確保)のイとして実施している研修等
- ・ これらと同様の趣旨で行う研修等

※7 例えば、研修等の対象職種として、医療、保健、福祉、教育、労働等の全てを含む研修等を実施した場合は、

- ・ 様式中の 12-1(1)にカウントするとともに、12-1の内訳について記載する様式中の 12-2の(1)～(3)のそれぞれにおいても1回とカウントする。
- ・ その際に、参加者については、「(1) 医療、保健又は福祉に関する業務に従事する者」、「(2) 教育又は労働に関する業務に従事する者」又は「(3) 上記以外の分野に関する業務に従事する者」のいずれに該当するかを可能な限り確認した上で、それぞれの参加者数欄に人数を記載する。

40 様式中の 12-2 (職種別の研修等の実施(12-1の内訳)) の「(1) 医療、

保健又は福祉に関する業務に従事する者に対する研修等の実施」欄には、様式中の 12-1 で記載した研修等の内訳として、以下のような医療、保健又は福祉に関する業務を行う関係施設及び関係機関等の職員を対象とした研修等の実施の有無について記載する。研修等の対象職種として、医療、保健及び福祉の全てを含むものではなく、いずれかの職種のみを対象としている研修等であっても 1 回としてカウントしてよい。「有」の場合は、実施回数及び参加者数も記載する。参加者数は延べ数を記載する。

(記載対象となる研修等)

- ・ 高次脳機能障害者支援事業実施要綱の第 3 の 1 (2) ③として実施している研修等のうち、医療・保健・福祉に関する業務を行う関係施設及び関係機関等の職員を対象としたもの(高次脳機能障害者支援養成研修を含む)
- ・ 高次脳機能障害者支援体制構築促進事業実施要領の 3 (1) (専門的な医療機関の確保) のアとして実施している意見交換等
- ・ 高次脳機能障害者支援体制構築促進事業実施要領の 3 (1) (専門的な医療機関の確保) のイとして実施している研修等
- ・ これらと同様の趣旨で行う研修等

41 様式中の 12-2 (職種別の研修等の実施(12-1の内訳))の「(2)教育又は労働に関する業務に従事する者に対する研修等の実施」欄には、様式中の 12-1 で記載した研修等の内訳として、以下のような教育又は労働に関する業務を行う関係施設及び関係機関等の職員を対象とした研修等の実施の有無について記載する。研修等の対象職種として、教育及び労働の双方を含むものではなく、いずれかの職種のみを対象としている研修等であっても 1 回としてカウントしてよい。「有」の場合は、実施回数及び参加者数も記載する。参加者数は延べ数を記載する。

(記載対象となる研修等)

- ・ 高次脳機能障害者支援事業実施要綱の第 3 の 1 (2) ③として実施している研修等のうち、教育・労働に関する業務を行う関係施設及び関係機関等の職員を対象としたもの(高次脳機能障害者支援養成研修を含む)
- ・ これらと同様の趣旨で行う研修等

42 様式中の 12-2 (職種別の研修等の実施(12-1の内訳))の「(3)上記以外の分野に関する業務に従事する者に対する研修等の実施」欄には、様式中の 12-1 で記載した研修等の内訳として、以下のような医療、保健、福祉、教育又は労働以外の分野に関する業務を行う関係施設及び関係機関等の職員

を対象とした研修等の実施の有無について記載する。「有」の場合は、実施回数及び参加者数も記載する。参加者数は延べ数を記載する。

(記載対象となる研修等)

- ・ 高次脳機能障害者支援事業実施要綱の第3の1(2)③として実施している研修等のうち、医療、保健、福祉、教育又は労働以外の分野に関する業務を行う関係施設及び関係機関等の職員を対象としたもの(高次脳機能障害支援養成研修を含む)
- ・ これらと同様の趣旨で行う研修等

43 様式中の13(高次脳機能障害支援養成研修)の「(1)高次脳機能障害支援養成研修の実施」欄には、高次脳機能障害支援養成研修(※8)の実施の有無について記載する。「有」の場合は、研修の運営方法、実施回数及び修了者数についても記載する。なお、研修の運営方法に記載されている「直営+委託」については、当該年度において複数回の研修を実施し、直営と委託を別々に実施した場合に選択すること。

※8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第78条第3項に規定する地域生活支援事業として行われる研修(高次脳機能障害支援養成研修の実施について(令和6年2月19日障障発0219第1号・障精発0219第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉課長及び精神・障害保健課長通知))を指す。

44 様式中の13(高次脳機能障害支援養成研修)の「(2)(1)に準ずるものとして都道府県知事が定める研修の実施」欄には、高次脳機能障害支援養成研修に準ずるものとして、都道府県知事が定める研修(※9)の実施の有無について記載する。「有」の場合は、研修の運営方法、実施回数及び修了者数についても記載する。なお、研修の運営方法に記載されている「直営+委託」については、当該年度において複数回の研修を実施し、直営と委託を別々に実施した場合に選択すること。また、研修の運営方法として「その他」を選択した場合には、具体的な運営方法について記載する。

(「その他」の記載例)

- ・ みなし研修 等

みなし研修の例：国立障害者リハビリテーションセンターが主催している「高次脳機能障害支援養成研修(指導者研修)」を、高次脳機能障害支援養成研修に準ずるものとして、都道府県知事が認める場合

※9 障害福祉サービス報酬告示（※10）第6の4の2における高次脳機能障害者支援体制加算において、厚生労働大臣が定める施設基準（平18厚労告551・第6号・ホ）に規定される「これに準ずるものとして都道府県知事が定める研修」を指す。

※10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成18年厚生労働省告示第523号）

45 本様式に記載されていない項目について施策を実施している場合であっても本様式には記載しないこと（様式を加工しない）。

年度 高次脳機能障害者支援センター活動実績報告

1 センター概要

|                           |  |
|---------------------------|--|
| (1) センター名                 |  |
| (2) 施設名                   |  |
| (3) 施設類型                  |  |
| (4) 所在地                   |  |
| (5) センター事業開始年月日           |  |
| (6) 事業の一部を委託している場合は委託先施設名 |  |
| (7) 委託している業務内容            |  |

2 支援コーディネーター

|                           |  |           |
|---------------------------|--|-----------|
| (1) 支援コーディネーター数<br>(延べ人数) |  | 職種別内訳の合計数 |
| (2) 支援コーディネーター数<br>(実人数)  |  |           |

(3) 支援コーディネーター職種別内訳

| 社会福祉士 | 公認心理師等の心理職 | 精神保健福祉士 | 相談支援専門員 | 作業療法士 |
|-------|------------|---------|---------|-------|
|       |            |         |         |       |

| 言語聴覚士 | 生活支援員 | 保健師 | 医師 | ケースワーカー |
|-------|-------|-----|----|---------|
|       |       |     |    |         |

| 家族 | 介護支援専門員 | 行政 | 社会福祉主事 | 介護福祉士 |
|----|---------|----|--------|-------|
|    |         |    |        |       |

| 施設長 | 理学療法士 | その他 |
|-----|-------|-----|
|     |       |     |

3 高次脳機能障害者や家族等への支援におけるピアサポーターの活用

|                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| (1) ピアサポーターの活用                        |  |
| (2) 高次脳機能障害者や家族等への支援活動に協力しているピアサポーター数 |  |
| (内訳) センターに配置されているピアサポーター数             |  |



#### 4 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数

※詳細は10参照

| 相談延べ件数 |       |        |                |
|--------|-------|--------|----------------|
| 電話     | 来所/来院 | メール・書簡 | その他（訪問・出張・同行等） |
|        |       |        |                |

（内訳）

| 直接相談延べ件数（当事者・家族等からの相談） |       |        |                |
|------------------------|-------|--------|----------------|
| 電話                     | 来所/来院 | メール・書簡 | その他（訪問・出張・同行等） |
|                        |       |        |                |

| 間接相談延べ件数（地域の支援機関等からの相談） |       |        |                |
|-------------------------|-------|--------|----------------|
| 電話                      | 来所/来院 | メール・書簡 | その他（訪問・出張・同行等） |
|                         |       |        |                |

#### 5 開催した会合等

※詳細は11参照

| 連絡会・協議会 |      | 研修会・講習会 |      | ケース会議 |      | 勉強会・研究会 |      | 家族会・交流会 |      |
|---------|------|---------|------|-------|------|---------|------|---------|------|
| 開催数     | 参加者数 | 開催数     | 参加者数 | 開催数   | 参加者数 | 開催数     | 参加者数 | 開催数     | 参加者数 |
|         |      |         |      |       |      |         |      |         |      |

#### 6 普及・啓発

|                          |  |
|--------------------------|--|
| （1）ホームページ、SNS等での情報発信     |  |
| （2）ポスター、冊子、リーフレット等の作成・配布 |  |

#### 7 情報収集・調査

|                              |  |
|------------------------------|--|
| （1）地域における高次脳機能障害者の実態及びニーズの把握 |  |
|------------------------------|--|

## **8 センターが行う専門的な支援等**

|               |  |
|---------------|--|
| (1) 相談支援・情報提供 |  |
| (2) 診断・評価     |  |
| (3) リハビリテーション |  |
| (4) 福祉サービスの提供 |  |

## **9 高次脳機能障害者支援地域協議会への参加**

|                         |  |
|-------------------------|--|
| (1) 構成員として参加            |  |
| (2) 構成員以外（オブザーバー等）として参加 |  |

## 10 高次脳機能障害者支援センターにおける相談内訳

### (1) 直接相談の内訳

(相談対象者の年齢層)

|        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| ～19歳   | 20～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 |
|        |        |        |        |        |
| 60～69歳 | 70～79歳 | 80～89歳 | 90歳～   | 不明     |
|        |        |        |        |        |

(相談内容)

| 相談内容                                   | 相談件数 |
|--|------|
| 1 相談の対象となっている者が高次脳機能障害かどうかを知りたい        |      |
| 2 現在の生活に関することや、家庭での支援において配慮が必要なことを知りたい |      |
| 3 診断・相談・支援を受けられる機関について知りたい             |      |
| 4 利用できる制度について知りたい(手帳、年金、手当、障害福祉サービス等)  |      |
| 5 現在利用しているサービス等に関する相談をしたい              |      |
| 6 進路や将来の生活に関する相談をしたい                   |      |
| 7 就労について相談したい                          |      |
| 8 家族の就労・生活について相談したい                    |      |
| 9 当事者同士や高次脳機能障害者の家族同士で交流する場を知りたい       |      |
| 10 その他                                 |      |

### (2) 間接相談の内訳

(関係機関別の相談件数)

|                    |      |           |              |      |      |
|--------------------|------|-----------|--------------|------|------|
| 医療関係               | 保健関係 | 福祉関係      | 介護関係         | 教育関係 | 労働関係 |
|                    |      |           |              |      |      |
| 高次脳機能障害者の当事者団体・家族会 | 民間団体 | 都道府県・指定都市 | 市町村(指定都市を除く) | その他  |      |
|                    |      |           |              |      |      |

## 11 高次脳機能障害者支援センターが開催した会合の内訳

(1) 地域住民を対象とした普及・啓発を目的としたもの

| 研修会・講習会等の主なテーマ | 実施回数 | 参加者数 |
|----------------|------|------|
|                |      |      |

(2) 高次脳機能障害者やその家族等を対象としたもの

① 研修会・講習会等

| 研修会・講習会等の主なテーマ | 実施回数 | 参加者数 |
|----------------|------|------|
|                |      |      |

② 家族会・交流会

| 家族会・交流会の主なテーマ | 実施回数 | 参加者数 |
|---------------|------|------|
|               |      |      |

(3) 民間団体を対象としたもの

| 研修会・講習会等の主なテーマ | 実施回数 | 参加者数 |
|----------------|------|------|
|                |      |      |

(4) 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務に従事する者を対象としたもの

① 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務に従事する者に対する研修会・講習会等

| 研修会・講習会等の主なテーマ | 実施回数 | 参加者数 |
|----------------|------|------|
|                |      |      |

(①の内訳)

② 医療、保健又は福祉に関する業務に従事する者に対する研修会・講習会等

| 研修会・講習会等の主なテーマ | 実施回数 | 参加者数 |
|----------------|------|------|
|                |      |      |

③ 教育又は労働に関する業務に従事する者に対する研修会・講習会等

| 研修会・講習会等の主なテーマ | 実施回数 | 参加者数 |
|----------------|------|------|
|                |      |      |

④ 上記以外の分野に関する業務に従事する者に対する研修会・講習会等

| 研修会・講習会等の主なテーマ | 実施回数 | 参加者数 |
|----------------|------|------|
|                |      |      |

## 12 外部機関への講師派遣

| 講師派遣についての依頼元及びその内容（主なもの） | 派遣回数 |
|--------------------------|------|
|                          |      |

**様式4（高次脳機能障害者支援センター活動実績報告） 記載要領**

- 1 様式中の1（センター概要）の（1）「センター名」欄には、高次脳機能障害者支援法（令和7年法律第96号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する高次脳機能障害者支援センター（以下「センター」という。（※1））の名称を記載する。

※1 都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）が自らセンターとなる場合を含む。

（例）〇〇県高次脳機能障害者支援センター

- 2 様式中の1（センター概要）の（2）「施設名」欄には、センターの施設名を記載する。

（例）〇〇病院、〇〇県リハビリテーションセンター、社会福祉法人〇〇

- 3 様式中の1（センター概要）の（3）「施設類型」欄には、センターの施設類型を「総合病院・クリニック」、「保健所」、「リハビリテーションセンター」、「リハビリ病院」、「自治体の支援センター」、「障害者施設」、「精神保健福祉センター」、「NPO法人」、「その他」のうちからいずれかを記載する。

- 4 様式中の1（センター概要）の（4）「所在地」欄には、センターの所在地を都道府県名から記載する。

- 5 様式中の1（センター概要）の（5）「センター事業開始年月日」欄には、センターの指定を受け事業を開始した年月日を記載する。

- 6 様式中の1（センター概要）の（6）「事業の一部を委託している場合は委託先施設名」及び（7）「委託している業務内容」欄には、委託先が複数ある場合には、委託先ごとに、委託している業務内容が分かるよう記載する。

（例）管内の〇〇市における相談支援業務（〇〇市相談支援センター）

管内の××町における相談支援業務（××町相談支援センター）

- 7 様式中の2（支援コーディネーター）の「（1）支援コーディネーター数（延べ人数）」欄には、「（3）支援コーディネーター職種別内訳」の合計数（当該年度の3月31日時点）を記載する。なお、支援コーディネーターの勤務形態（常勤・非常勤）は問わない。

- 8 様式中の2（支援コーディネーター）の「(2) 支援コーディネーター数（実人数）」欄には、センターに配置されている支援コーディネーターの実人数（当該年度の3月31日時点）を記載する。なお、支援コーディネーターの勤務形態（常勤・非常勤）は問わない。
- 9 様式中の2（支援コーディネーター）の「(3) 支援コーディネーター職種別内訳」欄には、センターに配置されている支援コーディネーターの職種別内訳（当該年度の3月31日時点）を記載する。
- 10 様式中の3（高次脳機能障害者や家族等への支援におけるピアサポーターの活用）の「(1) ピアサポーターの活用」欄には、センターが高次脳機能障害者やその家族等への支援を行う際に、高次脳機能障害者の当事者やその家族自身が自らの経験を活かして相談活動を行う、互いに支え合う取組に参加する等の場合には「有」を記載する。なお、ピアサポーター研修等を受講している場合もあるが、ここでは研修受講等の状況に関わらず当事者等の支え合い活動に参加している場合には「有」として構わない。
- 11 様式中の3（高次脳機能障害者や家族等への支援におけるピアサポーターの活用）の「(1) ピアサポーターの活用」欄で「有」を選択した場合には、「(2) 高次脳機能障害者や家族等への支援活動に協力しているピアサポーター数」欄には、当該年度における人数を実人数で記載する。なお、ピアサポーター研修等を受講している場合もあるが、ここでは研修受講等の状況に関わらず当事者等の支え合い活動に参加している場合には人数に含めることとする。
- 12 様式中の3（高次脳機能障害者や家族等への支援におけるピアサポーターの活用）の「(1) ピアサポーターの活用」欄で「有」を選択した場合には、「(内訳) センターに配置されているピアサポーター数」欄には、センターに配置されているピアサポーターの人数（当該年度の3月31日時点）を記載する。なお、ピアサポーター研修等を受講している場合もあるが、ここでは研修受講等の状況に関わらず当事者等の支え合い活動を行うために配置されている当事者等を指す。この場合の配置とは常勤・非常勤を問わない。センターに配置されているピアサポーターがいない場合は「0人」と記載する。
- 13 様式中の4（高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数）では、センターが対応した相談件数を延べ数で記載する。

14 様式中の4（高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数）の「直接相談延べ件数（当事者・家族等からの相談）」とは、高次脳機能障害者自身やその家族、親戚、友人等からの相談を指す。「間接相談延べ件数（地域の支援機関等からの相談）」とは、地域の高次脳機能障害者支援に関わる機関（※2）、当事者会及び家族会等からの相談を指す。

※2 「地域の高次脳機能障害者支援に関わる機関」とは、下記の表2に示す機関のほか、都道府県等の本庁の各担当部局や市町村等を指すものとする。

15 様式中の5（開催した会合等）の「連絡会・協議会」、「研修会・講習会」、「ケース会議」、「勉強会・研究会」及び「家族会・交流会」の分類については表1のとおりで、従前より国立障害者リハビリテーションセンターにて実施していた「高次脳機能障害支援実績調査」における分類と同様である。参加者数は延べ人数を記載する。

表1

| 会合等の種類  | 具体例  |
|---------|--|
| 連絡会・協議会 | 関連機関との運営に関する連絡・調整のための会合、自立支援協議会等   |
| 研修会・講習会 | 当事者、家族、支援関係者、民間団体、地域住民等を対象とした講義等   |
| ケース会議   | 医療機関の院内カンファレンスのように複数人で対応したものを含む。医療機関における院内職員との連絡調整についても、あるケースに関する調整であればケース会議にカウントする。 |
| 勉強会・研究会 | 定期的にある程度決まったメンバーでテーマを決めて発表・討論する会合  |

16 様式中の6（普及・啓発）の「(1) ホームページ、SNS等での情報発信」欄には、高次脳機能障害やその支援施策についての普及・啓発として、ホームページやSNS等による情報発信を行っている場合は「有」を選択する。

17 様式中の6（普及・啓発）の「(2) ポスター、冊子、リーフレット等の作成・配布」欄には、高次脳機能障害やその支援施策についての普及・啓発として、ポスター、冊子、リーフレット等の作成・配布を行っている場合は

「有」を選択する。

- 18 様式中の7（情報収集・調査）の「(1) 地域における高次脳機能障害者の実態及びニーズの把握」欄には、センターにおいて、地域における高次脳機能障害者の実態やニーズの把握を行っている場合には「有」を選択する。
- 19 様式中の8（センターが行う専門的な支援等）について、「(1) 相談支援・情報提供」、「(2) 診断・評価」、「(3) リハビリテーション」、「(4) 福祉サービスの提供」の各項目について、センターが行っている場合には「有」を8選択する。
- 20 様式中の9（高次脳機能障害者支援地域協議会への参加）について、法第25条第1項に規定する高次脳機能障害者支援地域協議会（以下「協議会」という。）に、センターが構成員として参加している場合には、「(1) 構成員として参加」欄において「有」を選択する。オブザーバーで参加している、協議会の求めによって参加することがあるなど構成員以外として定期又は不定期に参加している場合には、「(2) 構成員以外（オブザーバー等）として参加」欄において「有」を選択する。
- 21 様式中の10（高次脳機能障害者支援センターにおける相談内訳）の「(1) 直接相談の内訳」について、「(相談対象者の年齢層)」とは、相談の対象となっている高次脳機能障害者の年齢階層を指す。そのため、高次脳機能障害者の家族等からの相談の場合は、家族等の年齢ではなく、相談の対象となっている高次脳機能障害者の年齢層にカウントする。
- 22 様式中の10（高次脳機能障害者支援センターにおける相談内訳）の「(1) 直接相談の内訳」について、「(相談内容)」ごとの相談件数については、1人の相談者から複数の項目にわたる相談を受けた場合には、それぞれの項目で1件ずつカウントする。
- 23 様式中の10（高次脳機能障害者支援センターにおける相談内訳）の「(2) 間接相談の内訳」について、「(関係機関別の相談件数)」として記載する機関のうち、「医療関係」、「保健関係」、「福祉関係」、「介護関係」、「教育関係」、「労働関係」に該当する機関の具体例はそれぞれ表2のとおりとする（※3、※4）。

表 2

| カテゴリー | 具体例   |
|-------|---|
| 医療関係  | 医療機関  |
| 保健関係  | 保健所、保健センター、精神保健福祉センター   |
| 福祉関係  | 基幹相談支援センター、相談支援事業所、自立訓練事業所、生活介護事業所、居宅介護事業所、共同生活援助事業所（グループホーム）、短期入所事業所、就労選択支援事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型、B型）、地域活動支援センター、障害者支援施設 |
| 介護関係  | 介護保険サービス事業所（介護医療院、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、訪問系事業所、通所介護事業所等）、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター   |
| 教育関係  | 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専門学校、大学、大学院   |
| 労働関係  | 都道府県労働局、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、企業   |

※3 都道府県等の本庁の各担当部局については、「都道府県・指定都市」に記載する。

※4 各カテゴリーにおける職能団体については具体例に記載していないが、それぞれのカテゴリーに分類する。

（例）〇〇県医師会：医療関係

24 様式中の 11（高次脳機能障害者支援センターが開催した会合の内訳）の「（1）地域住民を対象とした普及・啓発を目的としたもの」欄には、以下のような地域住民を対象とした、普及・啓発を目的として実施した講演・シンポジウム等について記載する。参加者数は延べ数を記載する。

（記載対象となる講演・シンポジウム等）

- ・ 高次脳機能障害者支援事業実施要綱の第3の1（2）④として実施して

いる地域住民を対象とした高次脳機能障害についての普及・啓発を目的とした講演、シンポジウム等のほか、同様の趣旨で行うもの

- 25 様式中の 11（高次脳機能障害者支援センターが開催した会合の内訳）の「（2）高次脳機能障害者やその家族等を対象としたもの」の「①研修会・講習会等」欄には、以下のような高次脳機能障害者やその家族等を対象とした研修会・講習会等について記載する。参加者数は延べ数を記載する。

（記載対象となる研修会・講習会等）

- ・ 高次脳機能障害者支援事業実施要綱の第3の1（2）③として実施している研修等のうち、高次脳機能障害者やその家族等を対象としたもの
- ・ 高次脳機能障害者支援体制構築促進事業実施要領の3（2）（高次脳機能障害者及びその家族等に対する支援）のアとして実施している研修等
- ・ これらと同様の趣旨で行うもの

- 26 様式中の 11（高次脳機能障害者支援センターが開催した会合の内訳）の「（2）高次脳機能障害者やその家族等を対象としたもの」の「②家族会・交流会」欄には、以下のような高次脳機能障害者やその家族等を対象とした家族会・交流会等について記載する。参加者数は延べ数を記載する。

（記載対象となる家族会・交流会等）

- ・ 高次脳機能障害者支援体制構築促進事業実施要領の3（2）（高次脳機能障害者及びその家族等に対する支援）のイとして実施している交流会等のほか、同様の趣旨で行うものの

- 27 様式中の 11（高次脳機能障害者支援センターが開催した会合の内訳）の「（3）民間団体を対象としたもの」欄には、以下のような民間団体を対象とした研修会・講習会等について記載する。参加者数は延べ数を記載する。

（記載対象となる研修等）

- ・ 高次脳機能障害者支援事業実施要綱の第3の1（2）③として実施している研修等のうち、民間団体を対象としたもののほか、同様の趣旨で行うもの

- 28 様式中の 11（高次脳機能障害者支援センターが開催した会合の内訳）の「（4）医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務に従事する者を対象としたもの」の「①医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務に従事す

る者に対する研修会・講習会等」欄には、以下のような医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係施設及び関係機関等の職員を対象とした研修会・講習会等について記載する（※5）。研修等の対象職種として、医療、保健、福祉、教育、労働等の全てを含むものではなく、いずれかの職種のみを対象としている研修等であっても1回としてカウントしてよい。参加者数は延べ数を記載する。

（記載対象となる研修等）

- ・ 高次脳機能障害者支援事業実施要綱の第3の1（2）③として実施している研修等のうち、医療・保健・福祉・教育・労働等に関する業務を行う関係施設及び関係機関等の職員を対象としたもの（高次脳機能障害支援養成研修を含む）
- ・ 高次脳機能障害者支援体制構築促進事業実施要領の3（1）（専門的な医療機関の確保）のアとして実施している意見交換等
- ・ 高次脳機能障害者支援体制構築促進事業実施要領の3（1）（専門的な医療機関の確保）のイとして実施している研修等
- ・ これらと同様の趣旨で行う研修等

※5 例えば、研修等の対象職種として、医療、保健、福祉、教育、労働等の全てを含む研修等を実施した場合は、

- ・ 様式中の11（4）①にカウントするとともに、11（4）①の内訳について記載する様式中の11（4）②～④のそれぞれにおいても1回とカウントする。
- ・ その際に、参加者については、「②医療、保健又は福祉に関する業務に従事する者」、「③教育又は労働に関する業務に従事する者」又は「④上記以外の分野に関する業務に従事する者」のいずれに該当するかを可能な限り確認した上で、それぞれの参加者数欄に人数を記載する。

29 様式中の11（高次脳機能障害者支援センターが開催した会合の内訳）の「（4）医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務に従事する者を対象としたもの」の「（①の内訳）」の「②医療、保健又は福祉に関する業務に従事する者に対する研修会・講習会等」欄には、様式中の11（4）①で記載した研修会・講習会等の内訳として、以下のような医療、保健又は福祉に関する業務を行う関係施設及び関係機関等の職員を対象とした研修会・講習会等について記載する。研修等の対象職種として、医療、保健及び福祉の全てを含むものではなく、いずれかの職種のみを対象としている研修等であっても

1回としてカウントしてよい。参加者数は延べ数を記載する。

(記載対象となる研修等)

- ・ 高次脳機能障害者支援事業実施要綱の第3の1(2)③として実施している研修等のうち、医療・保健・福祉に関する業務を行う関係施設及び関係機関等の職員を対象としたもの(高次脳機能障害者支援養成研修を含む)
- ・ 高次脳機能障害者支援体制構築促進事業実施要領の3(1)(専門的な医療機関の確保)のアとして実施している意見交換等
- ・ 高次脳機能障害者支援体制構築促進事業実施要領の3(1)(専門的な医療機関の確保)のイとして実施している研修等
- ・ これらと同様の趣旨で行う研修等

30 様式中の11(高次脳機能障害者支援センターが開催した会合の内訳)の「(4)医療、保健、福祉、教育、労働等の業務に従事する者を対象としたもの」の「(①の内訳)」の「③教育又は労働に関する業務に従事する者に対する研修会・講習会等」欄には、様式中の11(4)①で記載した研修会・講習会等の内訳として、以下のような教育又は労働に関する業務を行う関係施設及び関係機関等の職員を対象とした研修会・講習会等について記載する。研修等の対象職種として、教育及び労働の双方を含むものではなく、いずれかの職種のみを対象としている研修等であっても1回としてカウントしてよい。参加者数は延べ数を記載する。

(記載対象となる研修等)

- ・ 高次脳機能障害者支援事業実施要綱の第3の1(2)③として実施している研修等のうち、教育・労働に関する業務を行う関係施設及び関係機関等の職員を対象としたもの(高次脳機能障害者支援養成研修を含む)
- ・ これらと同様の趣旨で行う研修等

31 様式中の11(高次脳機能障害者支援センターが開催した会合の内訳)の「(4)医療、保健、福祉、教育、労働等の業務に従事する者を対象としたもの」の「(①の内訳)」の「④上記以外の分野に関する業務に従事する者に対する研修会・講習会等」欄には、様式中の11(4)①で記載した研修会・講習会等の内訳として、以下のような医療、保健、福祉、教育又は労働以外の分野に関する業務を行う関係施設及び関係機関等の職員を対象とした研修会・講習会等について記載する。参加者数は延べ数を記載する。

(記載対象となる研修等)

- ・ 高次脳機能障害者支援事業実施要綱の第3の1(2)③として実施している研修等のうち、医療、保健、福祉、教育又は労働以外の分野に関する業務を行う関係施設及び関係機関等の職員を対象としたもの（高次脳機能障害支援養成研修を含む）
- ・ これらと同様の趣旨で行う研修等

32 様式中の12（外部機関への講師派遣）では、医療、保健、福祉、教育、労働又はその他の分野の業務を行う関係機関等からの依頼により行う、高次脳機能障害の特性に関する理解を深め、専門性を高めるための研修等への講師派遣の状況について、「講師派遣についての依頼元及びその内容（主なもの）」欄及び「派遣回数」欄を記載する（※6、※7）。

※6 講師派遣の依頼を受けて講師派遣を行った場合に、以下の項目について、下記の記載例を参考に記載する。

- ・ 依頼元について、「医療」、「保健」、「福祉」、「教育」、「労働」又は「その他の分野」のいずれの業務を行う関係機関等の依頼であるか
- ・ 研修等の内容

※7 派遣回数は、医療、保健、福祉、教育、労働又はその他の分野の業務を行う関係機関等からの依頼により行う講師派遣を行った合計回数を記載する。

（記載例）

| 講師派遣についての依頼元及びその内容（主なもの）  | 派遣回数 |
|---|------|
| <b>【医療】</b><br>・ 高次脳機能障害に関する医療関係者向け専門研修会（診断書作成）<br>・ 高次脳機能障害に関する医療と福祉の連携研修会<br>・ 高次脳機能障害理解促進セミナー<br><br><b>【保健】</b><br>・ 高次脳機能障害理解促進セミナー<br><br><b>【福祉】</b><br>・ 高次脳機能障害に関する医療と福祉の連携研修会<br>・ 高次脳機能障害理解促進セミナー<br><br><b>【教育】</b> | 10   |

|  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高次脳機能障害理解促進セミナー</li> </ul> <p><b>【労働】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高次脳機能障害理解促進セミナー</li> <li>・ 高次脳機能障害者の就労支援</li> </ul> <p><b>【その他の分野】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高次脳機能障害理解促進セミナー</li> </ul> |  |
|--|--|

33 本様式に記載されていない項目について、センターで施策を実施している場合であっても、本様式には記載しないこと（様式を加工しない）。